

平成 29 年

防災消防年報

(平成 30 年作成)

岩手県総務部総合防災室

ご利用にあたって

この年報は、平成 29 年（年度）中に調査を行った、岩手県内で発生した火災や災害の状況及びそれに対応する消防力の現況等を集録したものです。

※集録内容により、集計区分が年と年度で異なります。

1 火災の定義

ここにいう火災とは、人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するためには消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。

2 火災は、次の種別に区分する。ただし、火災の種類が2以上複合するときは、損害額の異なるものとする。

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
- (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
- (3) 車輛火災 原動機によって運航することができる車輛及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。
- (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (6) その他の火災 (1)～(5)までに掲げる火災以外の火災をいう。

3 火災の損害

火災の損害とは、火災によって受けた直接的な損害（人の死傷及び物の被害）をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

損害額は、り災地における時価による。

4 焼損棟数

- (1) 全 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (2) 半 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいう。
- (3) 部 分 焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもの、又は建物の収容物のみを焼損したものをいう。

5 り災世帯

- (1) 全 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。
- (2) 半 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%以上で全焼に該当しないものをいう。
- (3) 小 損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%未満のものをいう。

6 死者及び負傷者

- (1) 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。
- (2) 消防吏員、消防団員及び消防活動に関係ある者については、火災を覚知したときより現場を引き上げる時までの間に死亡及び負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者という。

7 消防力の基準

市町村の消防力の整備の基準として人員及び資機材施設について定めた基準

(平成 27 年度消防施設整備計画に関する実態調査による)

8 救急事故の種別

- (1) 火災事故 火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
- (2) 自然災害事故 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
- (3) 水難事故 水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
- (4) 交通事故 全ての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
- (5) 労働災害事故 各種工場、事務所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
- (6) 運動競技事故 運動競技の実施中に発生した事故で、直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者は含み、競技場内の混乱による事故等は含まない。）をいう。
- (7) 一般負傷 他に分類されない不慮の事故をいう。
- (8) 加害 故意に他人によって障害等を加えられた事故をいう。
- (9) 自損行為 故意に自分自身に障害等を加えた事故をいう。
- (10) 急病 疾病によるもので、救急業務として行ったものをいう。
- (11) その他 転院搬送、医師・看護婦搬送、医療資機材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち分類不能なもの及び誤報、いたずら等で救急事故等の不明なものを含む。）をいう。

9 救急患者の障害程度

- (1) 死亡 初診時において、死亡が確認されたもの
- (2) 重症 傷病の程度が三週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症 傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (4) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないもの

10 救急患者の年齢区分

- (1) 新生児 生後 28 日未満の者
- (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
- (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
- (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
- (5) 老人 満 65 歳以上の者

平成 29 年

(平成 30 年作成)

防災消防年報

目 次

第 1 章 火災・災害の概況

第 1 節 火災の概況

1 概説	1
2 出火件数	1
(1) 火災種別出火状況	1
(2) 月別・四季別出火状況	2
3 出火率	2
4 覚知方法	2
5 初期消火の状況	3
6 死者	3
7 焼損面積	4
8 損害額	4
9 火災の原因	5

第 2 節 災害の概況

1 災害の概況	6
2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況	6

第 2 章 消防の組織と活動

第 1 節 消防体制

1 消防力	11
(1) 消防組織と人員	11
(2) 消防施設	12
2 消防活動	13
3 消防財政	15
4 消防団員の処遇	15
(1) 報酬・出動手当	15
(2) 公務災害補償制度	15
(3) 退職報償制度	16
(4) 岩手県市町村総合事務組合	16

第2節 予防行政

1 火災予防運動	17
(1) 秋季火災予防運動	17
(2) 春季火災予防運動	17
2 防火対象物の防火安全	17
(1) 防火対象物の実態と立入検査の実施状況	17
(2) 消防用設備等の設置状況	17
(3) 防火管理者制度	20
(4) 防火対象物定期点検報告制度	21
3 消防設備士制度	22
4 民間防火組織の育成	23
(1) 幼・少年消防クラブ	23
(2) 婦人消防協力隊・婦人防火クラブ	23
(3) 自主防災組織	23

第3節 危険物行政

1 危険物規制の概要	24
2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況	24
3 危険物取扱者の状況	24
(1) 危険物取扱者免状の交付状況	24
(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況	24
4 自主保安の確立のための普及啓発	24

第4節 救急・救助体制

1 救急・救助業務実施体制の現況	27
2 救急業務の実施状況	27
(1) 救急出場件数及び搬送人員	27
(2) 医療機関別搬送状況	27
(3) 傷病程度別搬送状況	28
(4) 転送回数別搬送状況	29
3 高速道路における救急業務	30
4 救助業務の実施状況	33

第5節 教育訓練体制

1 消防学校における教育訓練	34
(1) 基本方針	34
(2) 教育実施状況	34
2 消防大学校における教育訓練	40

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1 地域防災計画の修正	41
(1) 県地域防災計画の修正	41
(2) 市町村地域防災計画の修正	41
2 総合防災訓練	41

(1) 訓練実施日時	41
(2) 主訓練地	41
(3) 主催者	41
(4) 災害想定、訓練項目及び訓練機関等	41
3 石油コンビナート等総合防災訓練	46
4 岩手県風水害対策支援チーム	47

第2節 火山防災対策

1 活動火山対策特別措置法の改正	48
2 火山活動の状況	48
3 火山防災対策（平成29年度）	48
(1) 機上観測及び現地調査	48
(2) 岩手県の火山活動に関する検討会	49
(3) 情報提供	49
(4) 火山防災協議会の設置	49

第3節 通信管理体制

1 防災行政無線の整備状況	53
2 防災行政無線の利用状況	54

第4節 航空防災消防体制

1 防災ヘリコプターの任務	57
2 防災ヘリコプターの更新	57
3 防災ヘリコプターの活動内容	57
(1) 災害応急対策活動	57
(2) 消火活動	57
(3) 救助活動	57
(4) 救急活動	57
(5) 広域航空消防防災応援活動	57
(6) 災害予防活動	57
(7) 消防防災訓練活動	57
(8) 一般行政活動	57
3 運航体制	58
(1) 組織	58
(2) 運航基地	58
(3) 運航管理	58
(4) 運航日及び時間	58
4 運航の実績	58

第5節 総合防災センター

1 総合防災センターの概要	60
2 運営	60
(1) 主な事業内容	60
(2) 開館時間	60
(3) 休館日	60
3 利用状況	60
4 指定管理者制度の導入	60

第4章 危機管理体制

1 経緯	62
(1) 岩手県危機管理対応方針の制定	62
(2) 危機管理主査の設置	62
(3) 総合防災室の設置	62
(4) 危機管理連絡会議の設置	62
(5) 防災危機管理監の設置	62
2 危機管理への取り組み	62
(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚	62
(2) 危機対応マニュアルの整備	63
(3) 危機管理に対応するための24時間危機警戒体制の実施	63

第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安	65
(1) 火薬類・猟銃等規制の目的	65
(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状	65
(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数	65
(4) 免状の交付	66
(5) 立入検査等	66
(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況	66
(7) 火薬類事故の発生状況	67
2 高圧ガス・液化石油ガスの保安	67
(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的	67
(2) 高圧ガス保安法関係	67
(3) 液化石油ガス法関係	68
(4) 各種免状の交付	69
(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況	70
3 電気工事等の保安	70
(1) 電気工事等規制の目的	70
(2) 電気関係事業所等の現状	70
(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況	71
(4) 立入検査の状況	71

第1章 火災・災害の概況

第1節 火災の概況

1 概説

平成29年中の火災は、総出火件数421件、損害額1,751,493千円、死者38人、負傷者75人、焼損棟数444棟、り災世帯数251世帯、建物の焼損床面積は、26,808㎡、林野の焼損面積は42,459aとなっています。

2 出火件数

総出火件数は、421件で前年(438件)に比べて17件の減少となり、一日当たり約1.15件の割合で火災が発生していることとなります。

(1) 火災種別出火状況

全火災を種別ごとにみると、建物火災が421件で全体の59.1%で最も多く、次いでその他火災、林野火災、車両火災の順となっています。(表1-1-1、図1-1-1、図1-1-2)

表1-1-1 火災種別出火件数の割合

	平成29年		平成28年		比較増減	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
建物	249	59.1	219	50.0	30	9.1
林野	45	10.7	58	13.3	△13	△2.6
車両	29	6.9	46	10.5	△17	△3.6
船舶	0	0	1	0.3	△1	△0.3
航空機	0	0	0	0	0	0
その他	98	23.3	114	26.0	△16	△2.7
計	421	100	438	100	△44	-

図1-1-1 火災種別の内訳

(合計 421件)

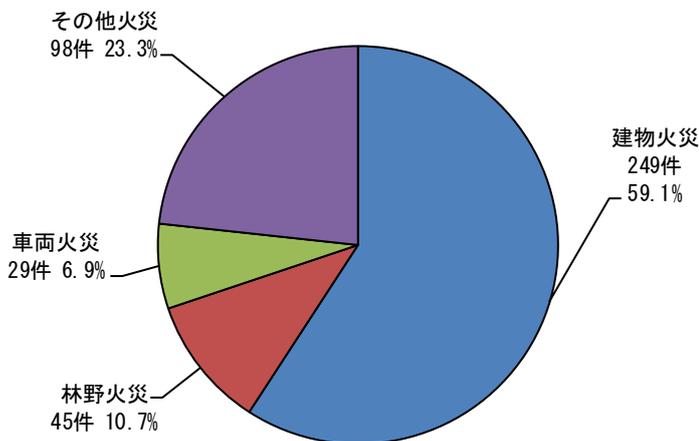
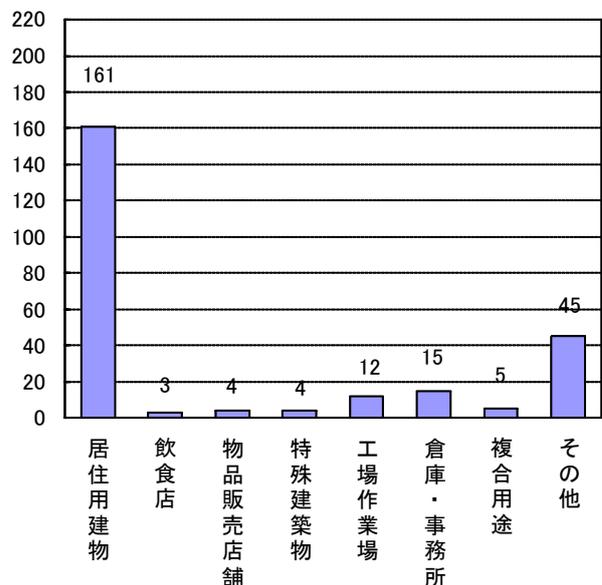


図1-1-2 建物火災の用途別内訳

(建物合計 249件)

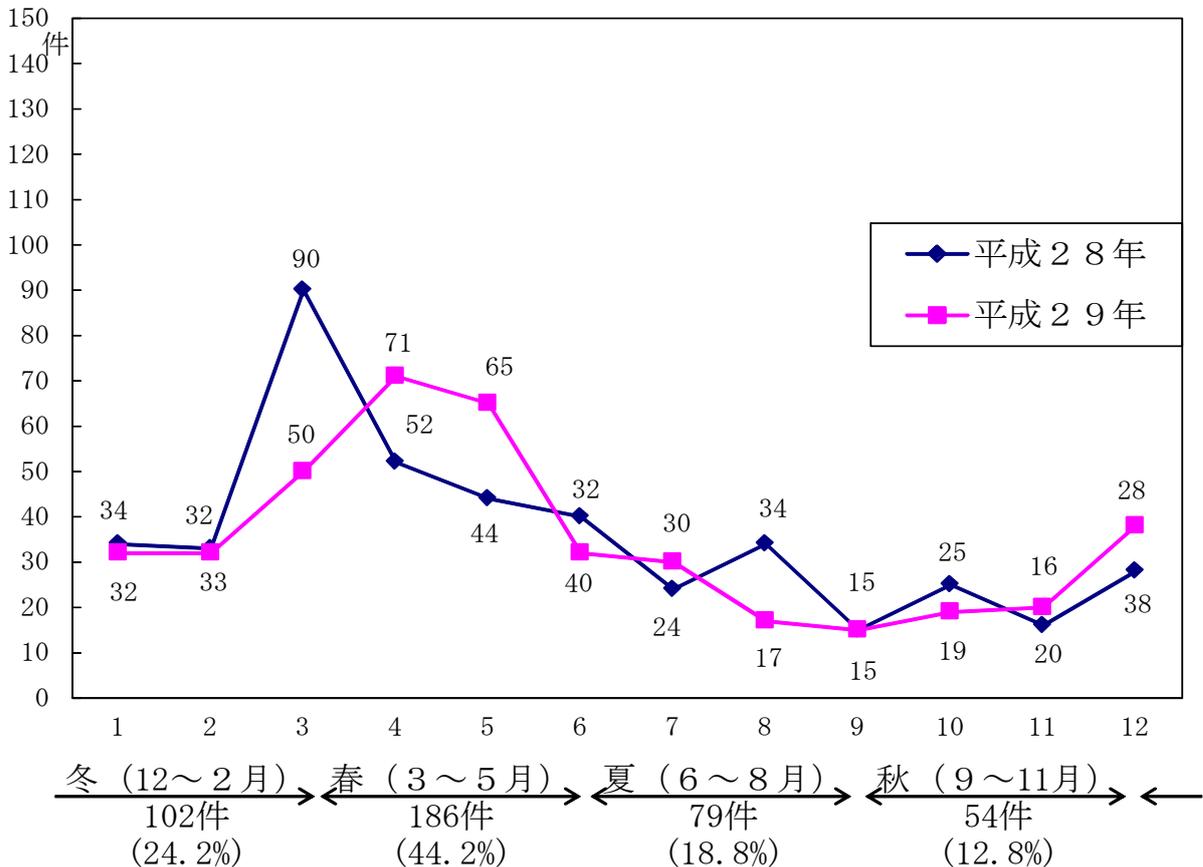


(2) 月別・四季別出火状況

出火件数を月別にみると、4月が最も多く71件(16.9%)、次いで5月、3月の順となっています。

また、四季別にみると、春季(3月～5月)が最も多く44.2%を占め、次いで冬季(12月～2月)24.2%、夏季(6月～8月)18.8%、秋季(9月～11月)12.8%の順となっています。

図1-1-3 月別・四季別出火件数



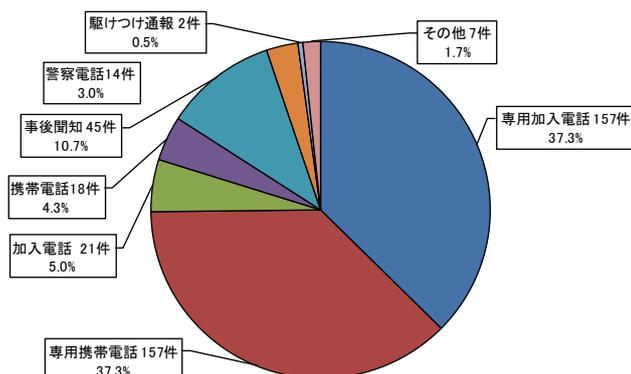
3 出火率

平成29年中の出火率(県民1万人あたりの出火件数)は、県全体で3.30ポイントですが、出火率が低い市町村は、田野畑村、普代村及び九戸村が0、盛岡市1.43、滝沢村1.45などとなっています。

4 覚知方法

総出火件数421件の覚知方法をみると、加入電話及び携帯電話から火災報知専用電話(119番)に通報した件数が最も多くそれぞれ157件(37.3%)で、合わせて314件(74.6%)が119番に入電したことになります。

図1-1-4 覚知方法別



5 初期消火の状況

平成 28 年における全火災 421 件のうち、266 件の火災で初期消火が行われている一方、初期消火が行われなかった火災は、3 割の 36.8% となっています。

また、初期消火が行われた火災で火災鎮圧等に有効であった件数は 108 件で、全火災に対する割合は 25.6% となっています。

表 1-1-2 初期消火器具の使用状況

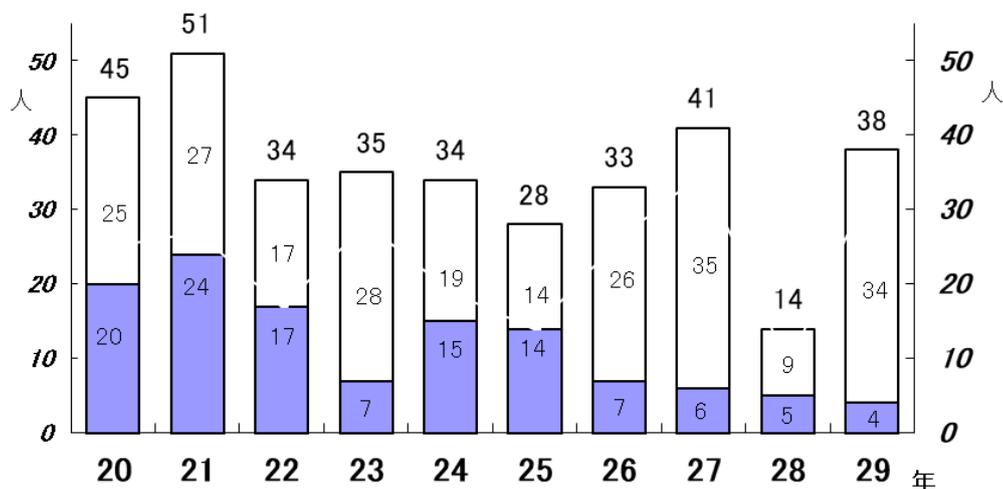
初期消火器具	件数		構成比 (%)	
		うち、初期消火が有効だった件数		初期消火が有効だった割合 (%)
簡易消火器具 (水バケツ等)	16	6	3.8	5.6
消火器	92	50	21.9	46.3
消火設備類	0	0	0.0	0.0
水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた	107	39	25.4	36.1
寝具・衣類をかけた	3	1	0.7	0.9
もみ消した	24	5	5.7	4.6
その他	24	7	5.7	6.5
初期消火なし	155	—	36.8	—
合計	421	108	100.0	27.1

6 死者

火災による死者は、38 人となっており、前年に比べ 24 人の増加となっています。

その内訳をみると、放火自殺者が 4 人、放火自殺以外の焼死者が 34 人となっており、前年に比べ、放火自殺者は 1 人減少、放火自殺以外の者は 25 人増加しています。

図 1-1-5 死者の推移 (■: 放火自殺者 □: 放火自殺以外の死者)



7 焼損面積

建物焼損床面積は、26,808 m²で前年（23,991 m²）に比べて2,817 m²増加しました。

林野焼損面積は、42,459a で前年（1,053a）に比べて41,406a 増加しました。

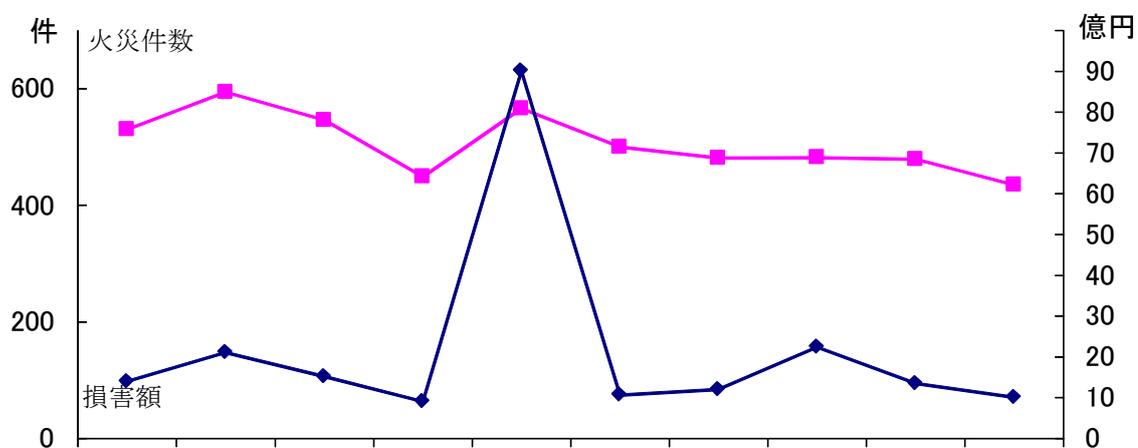
8 損害額

平成 29 年中における火災の損害額は、1,751,493 千円で、前年に比べ 739,456 千円の減少となりました。

平成 23 年の数値が高い理由は、東日本大震災津波の影響により発生した火災によるものです。

1 日当たりの損害は 4,798 千円（前年 2,765 千円）、火災 1 件当たり 4,159 千円（前年 2,320 千円）、県民 1 人当たりでは 1,371 円（前年 782 円）の損害が生じた計算となります。

図 1-1-6 過去 10 年間の損害額



年別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
火災件数	594	546	449	566	500	481	482	479	435	421
損害額 (百万円)	2,110	1,520	904	9,006	1,067	1,201	2,238	1,347	1,009	1,751
1 件当たり (千円)	3,552	2,783	2,015	15,913	2,135	2,498	4,643	2,812	2,320	4,159

9 火災の原因

平成29年の総出火件数421件を出火原因別にみると、「火入れ」による火災が一番多く、9%（40件）を占め、以下「たき火」7%（33件）、「ストーブ」6%（28件）、「たばこ」4%（20件）、の順になっています。

図1-1-7 出火原因別火災発生状況

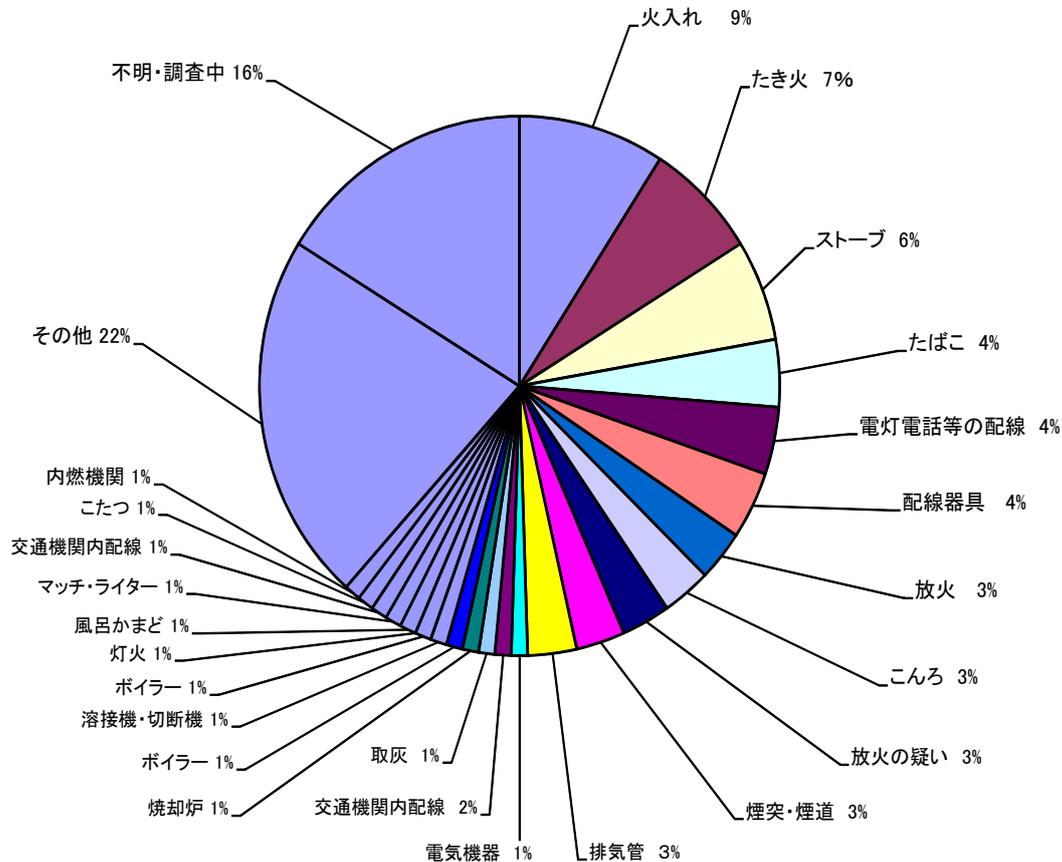


表1-1-3 出火原因別件数

出火原因別件数				(単位：件)			
種別	平成29年	平成28年	増減	種別	平成29年	平成28年	増減
火入れ	40	52	▲ 12	電気装置	4	6	▲ 2
たき火	33	46	▲ 13	溶接機・切断機	5	2	▲ 3
ストーブ	28	27	▲ 1	ボイラー	3	4	▲ 1
たばこ	20	23	▲ 3	灯火	3	5	▲ 2
電灯電話等の配線	16	7	▲ 9	風呂かまど	2	3	▲ 1
配線器具	16	9	▲ 7	マッチ・ライター	2	5	▲ 3
放火	13	12	▲ 1	交通機関内配線	2	7	▲ 5
こんろ	12	24	▲ 12	こたつ	1	2	▲ 1
放火の疑い	12	9	▲ 3	内燃機関	1	1	▲ 0
煙突・煙道	11	9	▲ 2	かまど	0	1	▲ 1
排気管	11	7	▲ 4	炉	0	1	▲ 1
電気機器	6	9	▲ 3	衝突の火花	0	1	▲ 1
火あそび	6	6	▲ 0	その他	96	87	▲ 9
取灰	6	5	▲ 1	不明・調査中	68	61	▲ 7
焼却炉	4	4	▲ 0	合計	421	435	▲ 14

第2節 災害の概況

1 災害の概況

平成29年中に発生した災害は、33件で、被害総額は約46億9千万円であった。これを前年と比較すると、災害発生件数が2件の減、死者19人の減、負傷者5人の減、被害総額は約141億円の減となっている。

表1-2-1

区分	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	被害総額(千円)
平成29年	33	3	30	4,689,627
平成28年	35	22	35	145,387,772
増減	▼2	▼19	▼5	▼140,698,145

2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況

県では、これらの災害に対処するため、災害特別警戒本部を6回、災害警戒本部を25回設置し、延べ44日にわたり情報の収集及び応急対策の実施に努めた。

(1) 災害対策本部の設置状況

平成29年中の設置はなし。

(2) 特別警戒本部の設置状況

林野火災に伴うものが1件、台風に伴うものが3回、大雨・洪水警報に伴うものが2回であった。

【内訳】

- ① 5月8日 林野火災(釜石市)
- ② 7月22日 大雨・洪水警報
- ③ 8月8日 台風5号
- ④ 8月24日 大雨・洪水警報
- ⑤ 9月17日 台風18号
- ⑥ 10月22日 台風21号

設置日	廃止日	日数	設置事由	
1	5/8	5/15	8	林野火災(釜石市)
2	7/22	7/24	3	大雨・洪水警報(二戸市・八幡平市)
3	8/8	8/9	2	大雨警報(一関市)、大雨・洪水警報(釜石市・大船渡市)、洪水警報(大槌町)
4	8/24	8/25	2	大雨警報(盛岡市、宮古市、雫石町、岩泉町)、洪水警報(北上市、西和賀町)
5	9/17	9/18	2	洪水警報(釜石市、大槌町、大船渡市)
6	10/22	10/24	3	暴風警報(県内全域)
計			20	

(3) 警戒本部の設置状況

林野火災によるものが2回、気象警報発令によるものが21回、地震発生によるものが2回であった。

【内訳】

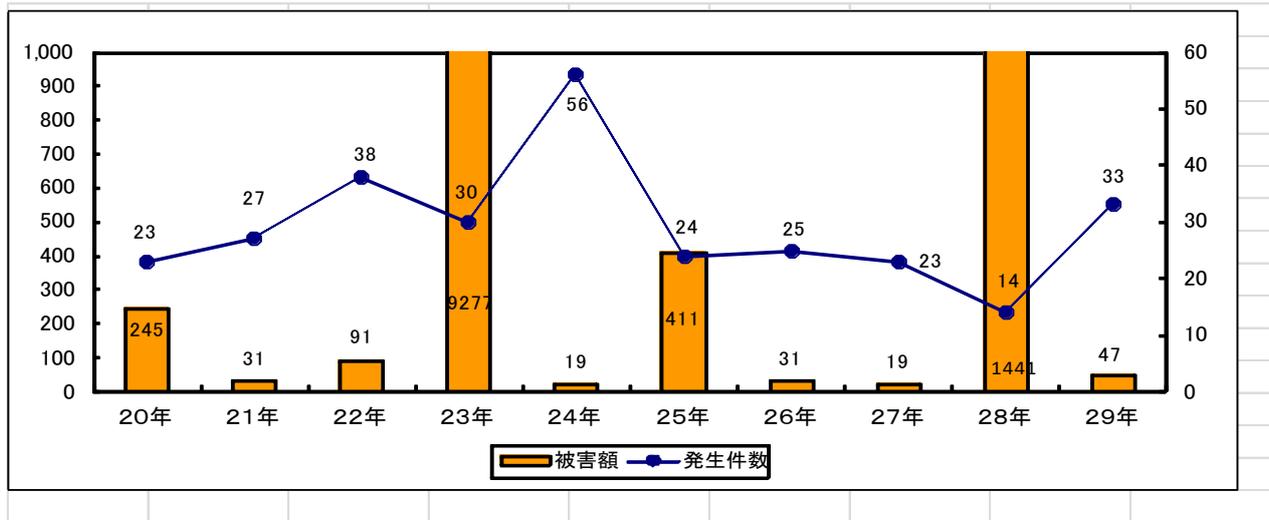
- ・気象警報：21回（大雨警報：2回、大雨・洪水警報：9回、洪水警報：2回、暴風警報：2回、大雨・洪水・暴風・波浪警報：1回、大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報：1回、大雪警報：1回、暴風雪警報：3回）
- ・地震：2回（震度4：2回）

設置日	廃止日	日数	設置事由	
1	1/21	1/21	1	大雪警報（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
2	2/17	2/18	2	暴風雪警報（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村、二戸市、一戸町）
3	2/20	2/21	2	暴風雪警報（沿岸地域：大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
4	2/28	3/1	2	林野火災（釜石市）
5	4/17	4/18	2	暴風警報（大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
6	4/19	4/20	2	暴風警報（大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町）
7	5/8	5/15	8	林野火災（釜石市）
8	6/25	6/25	1	大雨・洪水警報（岩泉町）
9	7/3	7/3	1	洪水警報（紫波町）
10	7/5	7/5	1	大雨・洪水警報（葛巻町、岩泉町、田野畑村）
11	7/16	7/16	1	大雨・洪水警報（八幡平市）、大雨警報（二戸市、一戸町）
12	7/17	7/17	1	大雨警報（久慈市、洋野町）、洪水警報（洋野町）
13	7/18	7/18	1	大雨警報（遠野市）
14	7/22	7/24	3	大雨・洪水警報（盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾市、西和賀町、岩泉町、軽米町、九戸村、洋野町、一戸町）
15	7/31	7/31	1	大雨警報（雫石町）
16	7/31	7/31	1	大雨・洪水警報（奥州市）
17	8/8	8/9	2	大雨・洪水警報（大船渡市、釜石市）、大雨警報（一関市）、洪水警報（大槌町）
18	8/22	8/23	2	大雨・洪水警報（盛岡市、宮古市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、岩泉町）、大雨警報（二戸市）

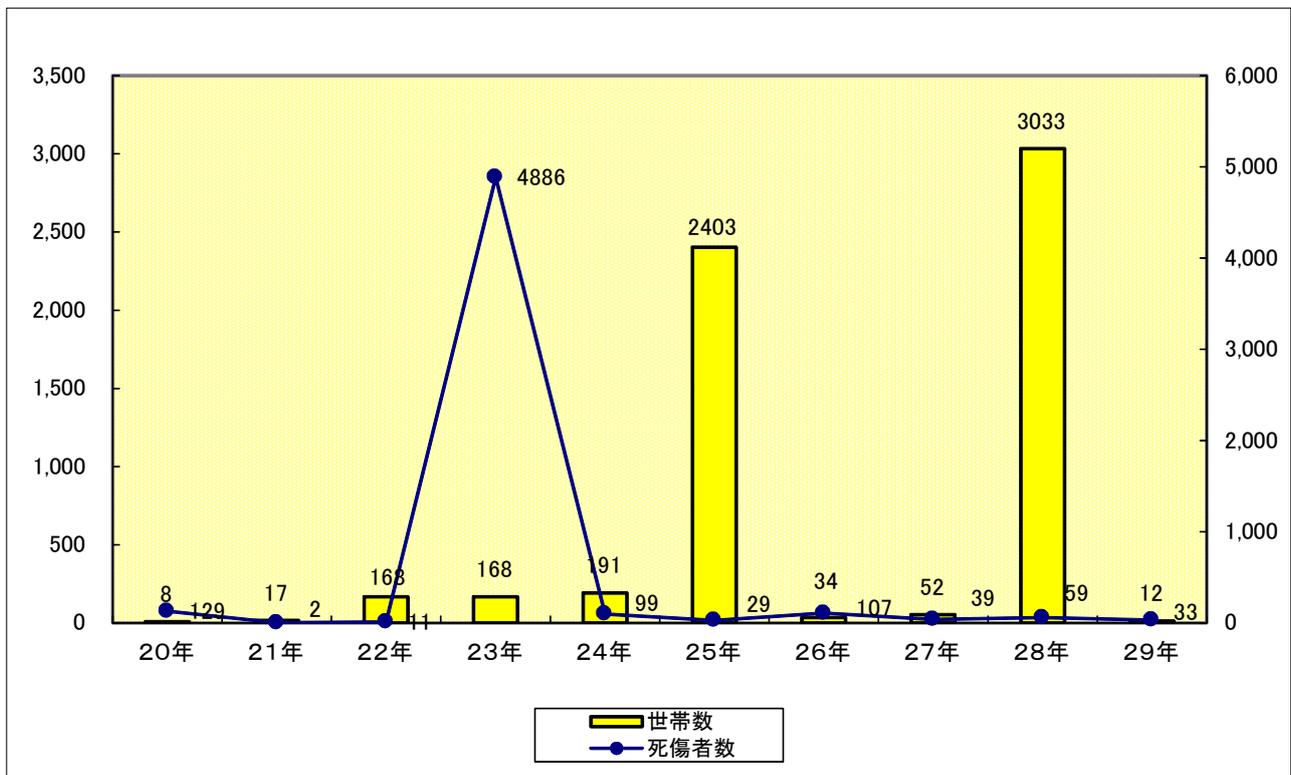
設置日	廃止日	日数	設置事由	
19	8/24	8/25	2	大雨・洪水警報（花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾市、九戸村、一戸町）、大雨警報（盛岡市、宮古市、雫石町、岩泉町）、洪水警報（北上市、西和賀町）
20	9/12	9/13	2	洪水警報（宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、住田町、大槌町、岩泉町）
21	9/17	9/18	2	大雨・洪水・暴風・波浪警報（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町）、大雨・暴風・波浪警報（岩泉町、田野畑村、普代村）、大雨・洪水警報（久慈市、遠野市、八幡平市）、暴風・波浪警報（野田村、洋野町）、大雨警報（一関市、住田町）
22	9/27	9/27	1	震度4地震（盛岡市、普代村、野田村）
23	10/22	10/24	3	大雨・洪水・暴風・波浪・高潮警報（大船渡市、釜石市、大槌町）、大雨・暴風・波浪・高潮警報（宮古市、陸前高田市、山田町）、大雨・洪水・暴風・高潮警報（久慈市、岩泉町）、大雨・暴風・波浪警報（田野畑村、普代村、野田村、洋野町）、大雨・洪水・暴風警報（盛岡市、花巻市、北上市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、葛巻町、岩手町、平泉町、軽米町、九戸村、一戸町）、大雨・暴風警報（紫波町、矢巾市）、洪水・暴風警報（金ヶ崎町）、暴風警報（遠野市、雫石町、西和賀町、住田町）
24	12/16	12/16	1	震度4地震（八幡平市、遠野市、野田村）
25	12/25	12/26	2	暴風雪警報（盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾市、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町）、暴風警報（大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町）

図 1-2-1 年間被害額、災害発生件数、罹災世帯数、死傷者数の推移（過去 10 年間）

(単位：億円、件)



(単位：世帯、人)



※参考 災害1件当たりの被害が100億円を超える災害（百万円未満切り捨て）

（単位：百万円）

昭和	56年	台風15号による暴風雨災害（8月）	93,929
	61年	異常低温による道路の凍上災害（2月）	11,284
		台風10号及びその後の低気圧による大雨災害（8月）	19,095
	62年	8月16日から19日にかけての大雨洪水災害	10,522
	63年	8月28日から31日にかけての大雨洪水災害	37,673
		農作物冷害	30,127
平成	2年	9月19日から20日にかけての台風19号による大雨洪水災害	20,373
		11月4日から5日にかけての大雨洪水災害	21,340
	3年	2月15日から17日にかけての暴風雨雪、波浪災害	13,592
		8月30日から31日にかけての台風14号による大雨洪水災害	15,013
		農作物冷害	25,761
	5年	7月28日から29日にかけての大雨洪水災害	17,480
		低温・日照不足及び7月から8月にかけての異常低温災害	102,690
	10年	8月26日から9月1日にかけての大雨洪水災害	20,651
		9月3日の内陸北部の地震災害（参考）	7,916
	11年	7月12日から14日にかけての大雨洪水災害	13,827
		10月27日から28日にかけての大雨洪水災害	47,146
	13年	2月2日～2月27日の低温による災害	19,012
	14年	7月10日～12日の台風6号による災害	57,358
	15年	5月26日の地震災害（三陸南地震）	10,815
		6月下旬以降の冷害	32,907
	18年	2月低温による災害	12,234
		10月4日から9日にかけての暴風波浪大雨洪水による災害	16,461
	20年	岩手・宮城内陸地震災害	20,960
	23年	東北地方太平洋沖地震及び津波による災害（東日本大震災津波）	911,245 (確定分のみ)
	25年	8月9日の大雨洪水災害	20,427
		9月16日の大雨洪水災害	11,338
	28年	8月29日の台風第10号による災害	142,869

第2章 消防の組織と活動

第1節 消防体制

1 消防力

(1) 消防組織と人員

平成29年4月1日現在における県内33市町村の消防組織と人員の状況は、下表のとおりである。

表2-1-1 市町村の消防組織の現況

区 分		29. 4. 1 (B)	28. 4. 1 (A)	(A) - (B)
消 防 本 部	消防本部数	12	12	-
	消防署数	26	26	-
	出張所数	52	51	1
	消防職員数	1,992	1,986	6
消 防 団	消防団数	33	33	-
	分団数	456	456	-
	消防団員数	21,863	22,125	△262

県内12消防本部のうち4消防本部は市単独で、8消防本部は一部事務組合（構成29市町村）で消防本部署所を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については33消防団が設置され、地域住民の民生の安定に寄与している。

また、表2-1-1にみられるとおり、消防職員については、平成29年4月1日現在で、1,992名（H28比：6名増）となっており、消防団員は、21,863名（H28比：262名減）となっている。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、人命の安全が強く叫ばれ、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきている反面、若年人口の減少や過疎化に伴い、消防団員数の減少や団員の高齢化傾向が続いており、また、新規団員の確保が難しくなっている状況にある。

消防団が地域の防災に果たす役割は依然として大きいことから、東日本大震災津波に際し、活動中に多くの消防団員が犠牲になった教訓等を踏まえ、消防防災活動時の安全対策の確立を図るとともに、今後とも団員の確保や処遇の改善に努め、教育訓練等を通じて機能の強化及び消防職・団員の質的向上を図ることが必要である。

こうした状況に鑑み、国では、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、消防団員の確保、処遇の改善、装備や訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な措置を行うことが義務付けられたところである。

表2-1-2は消防本部、消防署、消防団の人員等についてその推移を示したものである。

表 2-1-2 消防組織、消防職員、消防団員の推移

区分	年次	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	24. 4. 1	25. 4. 1	26. 4. 1	27. 4. 1	28. 4. 1	29. 4. 1
		消防本部 ・署の部	消防本部数	12	12	12	12	12	12	12	12
	消防署数	24	24	24	24	25	25	26	26	26	26
	出張所数	53	53	53	54	52	52	51	51	51	52
	消防職員数	1,926	1,937	1,926	1,945	1,951	1,945	1,960	1,986	1,972	1,992
消防団の部	消防団数	40	39	39	34	33	33	33	33	33	33
	消防団員数	23,463	23,476	23,277	23,420	22,912	22,523	22,411	22,125	22,202	21,863

※平成 23 年度は、東日本大震災津波の影響から調査未実施であること。

以降、表 2-1-3、表 2-1-4 についても同じ。

(2) 消防施設

消防機械器具、消防水利等の消防施設は毎年、整備、強化を図っているが、近年、複雑多様化している火災、その他の災害に十分対処するためには、今後ともさらに消防施設の強化、近代化を図らなければならぬ。

ア 消防機械

消防機械の保有状況は、表 2-1-3 のとおりである。

危険物火災、高層建物火災等の特殊災害に対処するため、特に都市部においては化学車、はしご車等の特殊消防自動車、機械の整備促進が必要である。

表 2-1-3 消防機械の推移

	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	24. 4. 1	25. 4. 1	26. 4. 1	27. 4. 1	28. 4. 1	29. 4. 1
消防ポンプ自動車	580	581	581	581	580	583	581	580	578	577
水そう付消防ポンプ自動車	88	89	89	89	89	91	88	90	91	92
小型動力ポンプ	1,107	1,100	1,108	1,106	1,110	1,114	1,104	1,100	1,092	1,092
はしご付消防ポンプ自動車 24M級										
はしご付消防ポンプ自動車 30M級	1									
はしご付消防自動車 30M級以上	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6
屈折はしご付 消防ポンプ・消防自動車	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
化学車	13	13	13	13	13	12	13	13	12	12
救助工作車	15	15	14	14	16	15	15	14	14	15
救急自動車	95	96	96	97	99	99	99	99	100	100

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠のもので「消防水利の基準」に適合するものを消防水利としている。

この消防水利には人口水利（消火栓、防火水槽、プール等）と自然水利（河川、池、沼等）が上げられる。表 2-1-4 は県内の消防水利の現況である。

自然水利は、渇水期、排水期には使用が困難になり、目的を十分に果たせないことが多く、一方、都市開発に伴う市街地、密集地の数の増加、区域の拡大に伴う水利需要に応じた水利施設の整備を図る必要がある。

表 2-1-4 消防水利の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

		19年	20年	21年	22年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
消火栓	公設	18,754	18,946	18,570	18,295	17,754	18,580	18,960	18,702	18,896	19,144	
	私設	393	385	368	363	334	380	660	667	673	650	
	小計	19,147	19,331	18,938	18,658	18,088	18,960	19,620	19,369	19,569	19,794	
防火水槽	公設	100m ³ 以上	29	29	30	28	26	29	32	36	36	37
		40～100m ³ 未満	7,195	7,282	7,349	7,409	7,423	7,511	7,772	7,815	7,574	7,565
		20～40m ³ 未満	1,398	1,386	1,424	1,306	1,305	1,417	1,505	1,386	1,301	1,315
	私設	100m ³ 以上	3	3	3	3	2	2	3	1	1	1
		40～100m ³ 未満	246	249	252	240	245	249	272	259	243	247
		20～40m ³ 未満	49	57	59	71	34	31	32	30	28	65
	小計	100m ³ 以上	32	32	33	31	28	31	35	37	37	38
		40～100m ³ 未満	7,441	7,531	7,601	7,649	7,668	7,760	8,044	8,074	7,817	7,812
		20～40m ³ 未満	1,447	1,443	1,483	1,377	1,339	1,448	1,537	1,416	1,329	1,380
井戸	公設	53	53	53	44	29	50	49	41	38	36	
	私設	12	12	12	12	3	7	7	6	9	9	
	小計	65	65	65	56	32	57	56	47	47	45	
その他	河川・溝等	210	191	206	175	227	196	204	189	185	133	
	海・湖	133	139	140	117	96	91	94	41	16	19	
	プール	263	294	303	247	254	259	271	265	266	260	
	濠・池等	326	348	350	169	120	116	120	116	112	71	
	下水道等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	その他	16	17	17	16	15	15	27	72	61	72	
	小計	949	990	1,017	725	713	678	717	684	641	556	
現有水利	27,569	27,884	27,589	27,063	26,497	27,429	28,416	28,164	28,064	28,200		

(注) 現有水利には、「消防水利の基準」に適合しているものを計上していること。

2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的(消防法第 1 条より)としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

平成 28 年中に火災及び風水害等の災害の防除に出動した県内の消防職員・団員の状況を示すのが表 2-1-5、出動延人員 559,166 人、出動回数は 107,921 回となっている。

出動回数を出動別にみると、救急が 46.5%で一番多く、その他(警察への協力、危険排除等) 20.1%、予防査察 9.0%、広報・指導 8.6%、特別警戒 5.5%、演習訓練 4.9%、警防調査 2.4%の順となっている。

表 2-1-5 消防職員及び消防団員の出動状況

(単位：回・人) (28. 1. 1~28.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
		回数	延人数	回数	延人数
火 災	回数	593	536	1,129	1.0
	延人数	6,353	22,275	28,628	5.1
救 急	回数	50,190	0	50,190	46.5
	延人数	149,890	0	149,890	26.8
救 助	回数	791	3	794	0.7
	延人数	8,611	39	8,650	1.6
風水害等の災害	回数	339	198	537	0.5
	延人数	1,594	19,208	20,802	3.7
演習訓練	回数	2,065	3,231	5,296	4.9
	延人数	8,922	119,173	128,095	22.9
広報・指導	回数	6,297	2,937	9,234	8.6
	延人数	17,678	22,441	40,119	7.2
警防調査	回数	2,558	59	2,617	2.4
	延人数	7,049	6,657	13,706	2.5
火災調査	回数	462	2	464	0.4
	延人数	2,168	5	2,173	0.4
特別警戒	回数	2,727	3,187	5,914	5.5
	延人数	6,915	46,989	53,904	9.6
捜 索	回数	46	43	89	0.1
	延人数	226	1,354	1,580	0.3
予防査察	回数	9,687	12	9,699	9.0
	延人数	22,595	2,548	25,143	4.5
誤報等	回数	260	21	281	0.3
	延人数	1,978	428	2,406	0.4
その他	回数	19,394	2,283	21,677	20.1
	延人数	47,738	36,332	84,070	15.0
計	回数	95,409	12,512	107,921	100.0
	延人数	281,717	277,449	559,166	100.0

表 2-1-6 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

(単位：人) (28. 1. 1~28.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
		死者	負傷者	死者	負傷者
火 災	死者	0	0	0	0
	負傷者	0	2	2	7.1
救急救助業務	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	0	0	0	0.0
風水害等の災害	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	0	2	2	7.1
演習訓練	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	5	16	21	75.0
特別警戒	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	0	0	0	0.0
捜 索	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	0	0	0	0.0
その他	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	3	0	3	10.8
計	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	8	20	28	100.1

3 消防財政

消防の任務は、災害の複雑・多様化、大規模化に伴い質的に高く、量的に増大していることから、国、県及び市町村の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図り、消防施設、人員を確保し、その装備も近代化していく必要がある。

普通会計決算額に占める消防費の割合を平成 15 年度以降について見ると表 2-1-7 のとおりである。

表 2-1-7 普通会計に占める消防費の割合 (単位：千円)

区分 年度	普通会計決算額(A)	消防費決算額(B)	割合(B)/(A)×100
平成 15 年度	618,304,545	23,695,989	3.8
平成 16 年度	567,502,442	23,047,196	4.1
平成 17 年度	586,774,609	22,935,753	3.9
平成 18 年度	571,710,148	23,332,255	4.1
平成 19 年度	574,124,119	24,234,502	4.2
平成 20 年度	561,710,766	23,605,079	4.2
平成 21 年度	608,791,035	24,209,152	4.0
平成 22 年度	618,530,968	23,290,040	3.8
平成 23 年度	802,228,978	29,575,939	3.7
平成 24 年度	1,157,532,116	28,588,685	2.5
平成 25 年度	1,033,754,371	26,487,353	2.6
平成 26 年度	984,560,450	27,995,917	2.8
平成 27 年度	934,746,551	28,716,721	3.1

平成 27 年度の市町村の普通会計に占める消防費は、普通会計決算額 934,746,551 千円に対し、消防費は決算額 28,716,721 千円、その割合は 3.1%である。これを前年度と比較すると、普通会計決算額で 49,813,899 千円の減、消防費は 720,804 千円の増となっている。

市町村における平成 27 年度消防費の住民一人当たりの平均額は 22,483 円となっている。

4 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、消防責務の重要性を考慮し、報酬・出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給などが行われている。

(1) 報酬・出動手当

報酬等の支給については、市町村の条例により定められており、平成 29 年 4 月 1 日現在における各市町村の報酬等の額は、資料 2-1-8 階級別非常勤消防団員の報酬年額等のとおりである。

(2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償することとなった。また、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に、同年消防団員等公務災害補償等共済基金法が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この適用を受けるものは、消防団員ばかりでなく、消防法第 36 条の 3 の規定により消防作業に従事した者、または救急業務に協力した者等、水防法第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団員及び同法第 34 条の規定による水防に従事した者、並びに災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した一般の住民で、損害を受けた者も適用を受けることができる。

(3) 退職報償制度

ア 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度が確立された。退職報償金は、消防団員として 5 年以上勤続し退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準は表 2-1-8 によるものである。

表 2-1-8 退職報償金支給額表

(単位：千円)

階級	勤続年数		5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上
	10 年未満	15 年未満	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	
団 長	239	344	459	594	779	979		
副 団 長	229	329	429	534	709	909		
分 団 長	219	318	413	513	659	849		
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809		
部長及び班長	204	283	358	438	564	734		
団 員	200	264	334	409	519	689		

イ 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性を考慮し、その労に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続し退職した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1 号報償…25 年以上勤務して退職した場合

2 号報償…15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

(4) 岩手県市町村総合事務組合

消防団員が職務遂行中において損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりであるが、この制度の適確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する岩手県市町村総合事務組合を設立した。

ア 組合の名称

岩手県市町村総合事務組合

イ 組合の所在地

盛岡市山王町 4-1

岩手県自治会館内

ウ 加入市町村

14 市 15 町 4 村 計 33 市町村

エ 組合事務の主な内容

(ア) 消防団員の公務災害等による損害補償に関する事務

(イ) 消防団員の退職報償金に関する事務

(ウ) 消防団員の賞じゅつ金に関する事務

第2節 予 防 行 政

1 火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因が複雑多様化してきています。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、県民の一人一人が日頃から防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切です。

このような観点から、火災予防運動の実施項目を中心に、県民に対する防火意識の普及宣伝に努めています。

(1) 秋季火災予防運動 (平成29年11月9日～平成29年11月15日)

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(2) 春季火災予防運動 (平成30年3月1日～平成30年3月7日)

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ・林野火災予防対策の推進

2 防火対象物の防火安全

(1) 防火対象物の実態と立入検査の実施状況

平成29年3月31日現在における県内の防火対象物数(消防法施行令別表第1(1)項から(16)の2)項に掲げるもの(延べ面積が150㎡以上のもの。)及び(17)項及び(18)項に掲げるもの。)は、54,558件となっています。(表2-2-1)

また、消防法第4条に基づき、県内の各消防本部が防火対象物の立入検査を行った件数は、18,308件となっており、この立入検査の実施状況をみると、(1)項イ(劇場等)、(5)項イ(旅館等)、(9)項イ(特殊浴場)、(10)項(停車場)、(17)項(文化財)の実施率が高い実施率となっており、不特定多数の者が出入りする防火対象物に対して重点的な立入査察が行われています。

(2) 消防用設備等の設置状況

平成29年3月31日現在における県内の主な消防用設備等の設置状況は、表2-2-2のとおりです。

表2-2-1

防火対象物数及び立入検査の実施状況

(平成29年3月31日現在)

防火対象物の区分		防火対象物数 (件)	立入検査数 (件)	実施率 (%)	
1	イ	劇場等	102	86	84.3
	ロ	公会堂等	1,328	787	59.3
2	イ	キャバレー等	3	1	33.3
	ロ	遊技場等	126	73	57.9
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0.0
	ニ	個室型店舗等	21	8	38.1
3	イ	料理店等	33	18	54.5
	ロ	飲食店	998	489	49.0
4		百貨店等	2,080	1,161	55.8
5	イ	旅館等	884	851	96.3
	ロ	共同住宅等	12,392	1,983	16.0
6	イ	病院等	835	395	47.3
	ロ	社会福祉施設A	734	442	60.2
	ハ	社会福祉施設B	1,205	701	58.2
	ニ	幼稚園等	179	60	33.5
7		学校	1,848	697	37.7
8		図書館等	174	76	43.7
9	イ	特殊浴場	13	9	69.2
	ロ	一般浴場	55	34	61.8
10		停車場	58	43	74.1
11		神社・寺院等	691	355	51.4
12	イ	工場等	6,261	1,929	30.8
	ロ	テレビスタジオ等	6	2	33.3
13	イ	駐車場等	822	267	32.5
	ロ	航空機格納庫	5	40	800.0
14		倉庫	5,630	2,013	35.8
15		事務所等	12,467	4,127	33.1
16	イ	複合用途 (特定)	3,270	1,160	35.5
	ロ	複合用途 (一般)	2,219	434	19.6
16の2		地下街	1	1	100.0
16の3		準地下街	0	0	0.0
17		文化財	102	66	64.7
18		アーケード	16	0	0.0
計		54,558	18,308	33.6	

主な消防用設備等の設置状況

(平成29年3月31日現在)

防火対象物の区分		自動火災報知設備			屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			消防機関に通報する火災報知設備			非常警報設備		
		対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)
1	イ 劇場等	87	77	88.5	41	37	90.2	16	13	81.3	69	5	7.2	99	77	77.8
	ロ 公会堂等	578	523	90.5	132	118	89.4	19	19	100.0	318	18	5.7	1,292	627	48.5
2	イ キャバレー等	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	3	3	100.0
	ロ 遊技場等	120	120	100.0	31	31	100.0	3	2	66.7	93	4	4.3	77	77	100.0
	ハ 風俗営業店舗等	0	0	0.0	3	2	66.7	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
	ニ 個室型店舗等	21	20	95.2	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	7	7	100.0
3	イ 料理店等	28	28	100.0	7	6	85.7	0	0	0.0	66	0	0.0	7	7	100.0
	ロ 飲食店	465	445	95.7	18	16	88.9	0	0	0.0	41	2	4.9	331	312	94.3
4	百貨店等	1,229	1,204	98.0	241	228	94.6	52	51	98.1	759	55	7.2	564	533	94.5
5	イ 旅館等	805	727	90.3	188	183	97.3	28	28	100.0	400	265	66.3	206	196	95.1
	ロ 共同住宅等	2,009	1,354	67.4	321	191	59.5	48	11	22.9	1,014	230	22.7	438	241	55.0
6	イ 病院等	495	492	99.4	81	78	96.3	76	75	98.7	276	203	73.6	159	152	95.6
	ロ 社会福祉施設A	732	729	99.6	114	114	100.0	635	625	98.4	693	686	99.0	123	114	92.7
	ハ 社会福祉施設B	850	825	97.1	90	90	100.0	17	17	100.0	423	315	74.5	135	120	88.9
	ニ 幼稚園等	157	153	97.5	57	54	94.7	0	0	0.0	122	26	21.3	45	40	88.9
7	学校	1,440	1,423	98.8	1,087	1,066	98.1	0	0	0.0	910	93	10.2	392	357	91.1
8	図書館等	98	98	100.0	40	40	100.0	1	1	100.0	48	2	4.2	47	42	89.4
9	イ 特殊浴場	10	10	100.0	10	9	90.0	0	0	0.0	5	2	40.0	5	5	100.0
	ロ 一般浴場	26	26	100.0	12	11	91.7	0	0	0.0	7	3	42.9	25	23	92.0
10	停車場	25	23	92.0	9	8	88.9	0	0	0.0	10	0	0.0	2	2	100.0
11	神社・寺院等	111	110	99.1	50	44	88.0	0	0	0.0	75	10	13.3	343	313	91.3
12	イ 工場等	2,849	2,600	91.3	999	730	73.1	1	1	100.0	2,392	21	0.9	104	65	62.5
	ロ テレビスタジオ等	7	4	57.1	3	3	100.0	0	0	0.0	5	1	20.0	0	0	0.0
13	イ 駐車場等	169	154	91.1	5	2	40.0	0	0	0.0	55	9	16.4	2	2	100.0
	ロ 航空機格納庫	5	5	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0
14	倉庫	1,554	1,427	91.8	396	242	61.1	2	2	100.0	569	35	6.2	9	8	88.9
15	事務所等	2,676	1,365	51.0	1,836	427	23.3	6	5	83.3	1,105	62	5.6	1,027	963	93.8
16	イ 複合用途(特定)	2,275	1,733	76.2	230	221	96.1	147	145	98.6	591	169	28.6	656	588	89.6
	ロ 複合用途(一般)	361	330	91.4	74	55	74.3	5	5	100.0	140	13	9.3	172	166	96.5
16の2	地下街	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0	1	1	100.0
16の3	準地下街	2	2	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
17	文化財	102	82	80.4	0	0	0.0	0	0	0.0	7	3	42.9	6	4	66.7
18	アーケード	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計		19,287	16,090	83.4	6,076	4,007	65.9	1,057	1,001	94.7	10,214	2,233	21.9	6,277	5,045	80.4

(3) 防火管理者制度

学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成、その消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施など、防火管理上必要な業務を実施させなければならない防火対象物の状況等は、次の表のとおりです。

表 2-2-3 防火管理者選任等状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

区 分	選任義務防火 対 象 物 数 (A)	選任している 防火対象物数 (B)	選任率 (%) (B) / (A)	消防計画作成 済防火対象物数 (C)	作成率 (%) (C) / (A)
甲種防火 管理者	10,066	9,390	93.3	9,066	90.1
乙種防火 管理者	2,556	2,106	82.3	2,031	79.5
計	12,622	11,496	91.1	11,097	87.9

また、防火対象物の規模に応じた甲種及び乙種防火管理者の資格取得講習等について、県内各消防本部が実施した状況は、次の表のとおりです。

表 2-2-4 防火管理者資格取得講習 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

区 分	回 数	修 了 者 数
甲種防火管理講習	新規講習	3
	再講習	7
乙種防火管理講習	4	82
計	14	509

※ 甲種防火管理講習の欄中、再講習は、甲種防火管理者が資格取得講習を修了してから5年以内に受講することが義務付けられている講習

(4) 防火対象物定期点検報告制度

収容人員が300人以上で不特定多数の者が利用する防火対象物等は、その管理について権原を有する者が防火対象物点検資格者による点検を行なわせ、その結果を消防機関に報告することが義務付けられており、県内の防火対象物定期点検制度が該当する防火対象物数については、第1号該当（収容人員が300人以上の防火対象物）が1,397件、第2号該当（3階以上の建築物で、階段が2以上設けられていない防火対象物）が222件となっています。

表2-2-5 防火対象物定期点検報告等の状況

(平成29年3月31日現在)

防火対象物の区分			点検を要する防火対象物					
			第1号該当			第2号該当		
			対象物数	報告済数	特例認定済件数	対象物数	報告済数	特例認定済件数
1	イ	劇場等	59	21	22	0	0	0
	ロ	公会堂等	459	160	212	0	0	0
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	62	28	24	0	0	0
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0	0	0	0
	ニ	個室型店舗等	3	3	0	0	0	0
3	イ	料理店等	0	0	0	0	0	0
	ロ	飲食店	10	7	0	50	18	1
4		百貨店等	263	141	90	21	6	6
5	イ	旅館等	87	30	49	33	10	17
6	イ	病院等	45	17	19	20	6	7
	ロ	社会福祉施設 A	4	2	2	4	0	2
	ハ	社会福祉施設 B	3	1	1	2	0	1
	ニ	幼稚園等	3	0	3	1	0	0
9	イ	特殊浴場	2	0	1	1	0	0
16	イ	複合用途（特定）	397	153	160	91	35	9
合 計			1,397	563	583	222	75	43

3 消防設備士制度

消防用設備等の工事又は整備を行うことができる消防設備士の試験は、昭和 60 年度から岩手県知事の委任を受けた 一般財団法人 消防試験研究センター が実施しており、平成 29 年度は、710 人が受験して 257 人が合格し、平成 30 年 3 月末までに累計 13,185 件の消防設備士免状を交付しています。

表 2-2-6 消防設備士試験の受験者と免状交付の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区 分	平 成 29 年 度						免状交付数累計	
	甲 種			乙 種			甲 種	乙 種
	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数		
特 類	2	—	2	—	—	—	23	—
第 1 類	87	28	19	24	5	6	1,258	499
第 2 類	19	11	12	4	2	2	191	79
第 3 類	27	10	8	5	1	1	188	90
第 4 類	142	29	35	57	19	20	3,017	997
第 5 類	22	8	12	12	6	6	315	268
第 6 類	—	—	—	195	69	61	—	3,541
第 7 類	—	—	—	114	69	58	—	2,719
計	299	86	88	411	171	154	4,992	8,193
						合 計	13,185 件	

また、消防設備士免状の交付を受けている者に義務付けられている消防設備士講習は、岩手県から委託を受けた 一般財団法人 岩手県防災保安協会 が平成 4 年度から実施しており、平成 29 年度の終了者は 550 人となっています。

表 2-2-7 消防設備士講習の修了者の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

種別 年度	消防設備	警報設備	避難設備・消火器	計
29	121	245	184	550

4 民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は、たき火、たばこの不始末、こんろ、ストーブ等の燃焼器具等の取扱いの不注意による失火が大半を占めており、住民が常に火に対する警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

したがって、日常火を取り扱う機会が多い主婦に対して防火意識の高揚を図り失火による火災を防止するとともに、婦人消防協力隊、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの組織の拡大を図った。昭和 46 年に「岩手県婦人消防連絡協議会」が結成され、さらに、昭和 55 年に県及び各消防本部単位に「幼少年婦人防火委員会」を設置し、民間防火組織の拡大と強化を図っている。

(1) 幼・少年消防クラブ

幼・少年消防クラブに対しては、火災予防の知識を身につけさせることによって、火災を出さない意識の高揚と子供の火遊びの抑制を目的として育成指導を行っている。

(2) 婦人消防協力隊・婦人防火クラブ

家庭において火を一番多く使用する機会の多い主婦は、家庭の防火責任者として、十分な知識と初期消火技術等を取得する必要がある。こうしたことから幅広く婦人消防協力隊員等の組織の拡大強化に努めている。

表 2-2-8 民間防火組織の現状 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

消防本部	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		婦人消防クラブ	
	組織数	員数	組織数	員数	組織数	員数
盛岡地区	61	4,302	47	3,615	104	15,776
宮古地区	10	581	5	105	44	4,595
一関市	30	1,245	20	469	9	1,680
釜石大槌地区	18	1,151	8	2,171	18	268
奥州金ケ崎	53	3,921	0	53	48	15,099
久慈広域連合	30	1,046	9	97	24	598
花巻市	38	2,540	9	333	7	6,898
北上地区	11	718	4	100	67	8,239
大船渡地区	15	1,196	17	945	11	14,462
遠野市	15	382	14	1,076	1	345
陸前高田市	9	95	1	61	4	1,349
二戸地区	10	385	5	76	51	1,161
県計	300	17,562	143	9,101	388	70,470

(3) 自主防災組織

平成 29 年 4 月 1 日現在における自主防災組織は、組織率 85.3%、2,236 組織、隊員数 703,137 人、組織内世帯数 445,675 世帯となっている。県では市町村と連携しながら、地域防災力の向上を図るため自主防災組織リーダー研修会開催、自主防災組織連絡会議開催、岩手県地域防災サポーター利活用等を実施するなど自主防災組織の結成、活動の活性化を目指した活動への支援を行っている。

第3節 危険物行政

1 危険物規制の概要

危険物は、消防法（昭和23年法律第186号）による分類で、発火性・引火性を有する液体・固体について、第1類から第6類に分類・指定されている。

一定数量以上の危険物の貯蔵・取扱を行う場合は、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として位置・構造・設備を一定基準に適合させ、使用前の完成検査が必要となる。

危険物施設における危険物の取扱は、甲種又は乙種危険物取扱者の立会が義務付けられており、危険物の貯蔵・取扱・運搬もそれぞれ技術基準が定められている。

2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

平成29年3月31日現在の県内危険物施設は、6,446箇所、前年（6,509箇所）に比較して、63箇所の減少となった。

平成29年中の危険物施設における事故は11件発生し、前年（7件）より4件の増加となった。

表2-3-1は消防本部別の危険物施設数を、表2-3-2は危険物施設における事故発生件数の年別状況を、それぞれ表したものである。

3 危険物取扱者の状況

危険物取扱者試験は、消防法の一部改正（昭和58年12月）により、昭和60年度から岩手県知事の委任を受けた「一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部」が実施している。平成29年度は、6月から翌30年3月までの間、計24回の試験を実施した。受験者数は5,689名で合格者数2,116名、合格率37.2%であった。

(1) 危険物取扱者免状の交付状況

表2-3-3は、平成29年度の危険物取扱者免状の交付状況を表したものであり、免状交付者は平成28年度までに145,466人に達している。

(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所・貯蔵所・取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない（消防法第13条の23）とされている。平成29年度にこの保安講習を受講した危険物取扱者は表2-3-4のとおりである。

4 自主保安の確立のための普及啓発

危険物を取扱う各事業所における自主保安体制の確立が重要であることから、保安に対する事業者意識の高揚と啓発を図るため、危険物安全週間（平成29年6月4日～10日）において岩手県危険物安全協会連合会との共催により「平成29年度岩手県危険物安全推進大会」を開催し、セミナー、安全宣言の採択などを行ったほか、ポスターの掲示による広報も実施した。

表 2-3-1 危険物規制対象施設数（完成検査済証交付交付施設）

（単位：件）（29.3.31 現在）

施設区分 消防本部	総 数 〔〈1〉 + 〈2〉 + 3〕	製造所 〈1〉	貯 蔵 所 〈2〉								取 扱 所 〈3〉					事 業 所 数	
			小 計	屋 内貯 蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種販 売取扱所	第二種販 売取扱所	移 送 取扱所		一 般 取扱所
盛岡地区	1,870	1	1,391	108	101	53	695	3	406	25	478	250	2	2	0	224	1,027
宮古地区	458	0	322	34	43	2	109	0	124	10	136	72	1	0	0	63	209
一関市	694	1	486	65	66	8	183	0	144	20	207	91	2	0	0	114	362
釜石大槌地区	313	0	243	20	28	2	77	0	115	1	70	34	0	0	1	35	101
奥州金ヶ崎	666	1	459	59	62	8	188	1	134	7	206	102	0	0	0	104	424
久慈広域連合	322	0	211	9	24	3	83	0	90	2	111	60	0	0	1	50	188
花巻市	476	0	349	33	46	13	147	0	109	1	127	61	1	0	0	65	283
北上地区	688	2	497	75	136	6	143	1	130	6	189	76	0	1	0	112	307
大船渡地区	338	0	235	11	37	1	64	0	114	8	103	50	0	0	1	52	118
遠野市	185	1	138	10	10	4	65	0	47	2	46	25	0	0	0	21	102
陸前高田市	72	0	46	1	6	1	15	0	23	0	26	13	0	0	0	13	37
二戸地区	361	0	247	10	25	3	109	0	98	2	114	65	0	0	0	49	147
合 計	6,443	6	4,624	435	584	104	1,878	5	1,534	84	1,813	899	6	3	3	902	3,305

表 2-3-2 危険物施設事故発生状況

(単位：件数)

	製 造 所	貯 蔵 所	取 扱 所	計
平成 16 年	0	2	3	5
平成 17 年	0	6	3	9
平成 18 年	0	1	6	7
平成 19 年	0	1	2	3
平成 20 年	1	8	3	12
平成 21 年	0	4	5	9
平成 22 年	0	3	5	8
平成 23 年	0	1	0	1
平成 24 年	0	4	8	12
平成 25 年	0	3	10	13
平成 26 年	0	5	9	14
平成 27 年	0	3	2	5
平成 28 年	0	1	6	7
平成 29 年	0	5	6	11

表 2-3-3 危険物取扱者免状交付等状況

(単位：件数)

免状の区分 交付等の別	甲 種	乙 種						丙 種	計
		第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類		
平成 29 年度交付	30	76	61	80	945	89	69	595	1,945
書 換 え	写真以外								23
	写 真								1,367
	う ち 写 真 + 写 真 以 外								58
再 交 付									202

表 2-3-4 危険物取扱者保安講習受講状況

29 年度実績

受講者数	免 状 の 種 類								
	計	甲 種	乙 種						丙 種
			第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	
2,539 人	3,612	55	90	77	97	2,202	100	103	888

(注) 免状の種類別受講者数は、延数である。

第4節 救急・救助体制

1 救急・救助業務実施体制の現況（平成29年4月1日現在）

県内12消防本部における救急隊は84隊、1,138隊員であり、救急自動車を100台保有している。また、救助隊は17隊、353隊員であり、救助工作車を14台保有している。

表2-4-1 救急隊、救助隊等の状況

救急 隊数	救急隊員数			救急 自動車数	救助隊数	救助隊員数			救助 工作車
	専任	兼任	計			専任	兼任	計	
84	104	1,034	1,138	100	17	47	306	353	15

2 救急業務の実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員

平成28年中における県内の救急業務の実施状況をみると、救急出場件数50,242件、搬送人員が46,838人で、出場件数が1.2%増加、搬送人員も0.9%増加した。これは1日平均137件（前年136件）で約11分（前年10分）に1件の割合で救急隊が出場し、県民約27.3人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。平成18年以降の救急出場件数及び搬送人員の推移をみると表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 救急出場件数及び搬送人員

区分 年	救急出場		搬送人員		(A)のうち交通事故		(A)のうち急病	
	件数(A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率	件数(B)	(B) / (A) ×100	件数(C)	(C) / (A) ×100
平成18年	42,974	△ 0.4	41,215	△ 0.5	4,071	9.4	26,450	61.5
平成19年	43,414	1.0	41,143	△ 0.2	4,206	9.7	26,974	62.1
平成20年	42,168	△ 2.9	39,670	△ 3.6	3,579	8.5	26,479	62.8
平成21年	41,751	△ 1.0	39,133	△ 1.4	3,548	8.5	26,321	63.0
平成22年	45,312	8.5	42,085	7.5	3,645	8.0	28,947	63.9
平成23年	49,783	9.9	46,763	11.1	3,685	7.4	31,717	63.7
平成24年	48,067	△3.4	45,184	△3.4	3,680	7.7	31,075	64.6
平成25年	48,497	0.9	45,552	0.8	3,471	7.2	31,444	69.0
平成26年	49,880	1.0	46,633	1.0	3,486	7.0	32,394	64.9
平成27年	49,656	△0.4	46,433	△0.4	3,528	7.1	32,175	64.8
平成28年	50,242	1.2	46,838	0.9	3,343	6.7	32,771	65.2

(2) 医療機関別搬送状況

平成28年中の搬送人員50,242人の93.0%にあたる46,737人が医療機関に搬送されており、その状況は表2-4-3のとおりである。

開設主体別搬送状況は、国立病院1.3%、公立病院66.0%、公的病院16.0%、私的病院15.1%、私的診療所1.7%となっており、16.8%が私的病院及び私的診療所に搬送されている。

医療機関に搬送された者の 88.8% (41,495 人) が救急告示病院に搬送されており、その搬送割合をみると、最も高いのは公立病院の 73.8% (30,610 人) で最も低いのは国立病院の 0.1% (44 人) となっている。

また、非告示病院への搬送状況をみると、最も割合の高いのは公的病院 45.8% (2,402 人) で最も低いのは公立病院 4.5% (237 人) となっている。

なお、傷病者の 10.9%が消防本部の管外への搬送となっており、最も高いのが公立病院 74.9% (3,815 人) となっている。

表 2-4-3 医療機関別搬送状況 (単位：人)

開設者 救急告示の例	国 立	公 立	公 的	私 的		計	そ の 場 所	合 計
				病 院	診 療 所			
救 急 告 示	44 (42)	30,610 (3,789)	5,045 (430)	5,782 (624)	14 (0)	41,495 (4,885)		
非 告 示	542 (41)	237 (26)	2,402 (14)	1,270 (119)	791 (10)	5,242 (210)		
計	586 (83)	30,847 (3,815)	7,477 (444)	7,052 (743)	805 (10)	46,737 (5,095)	101 (9)	46,838 (5,104)

() 書は、管外への搬送人数である。

(3) 傷病程度別搬送状況

平成 28 年中の搬送人員 46,838 人について、事故種別ごとの傷病程度について示したのが表 2-4-4 であり、全体の 42.3%にあたる 19,827 人が入院加療を要しない軽症となっている。

表 2-4-4 傷病程度別搬送状況 (単位：人)

傷害程度別 事故種別	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他	計
急 病	1,213 (4.0)	4,196 (13.8)	11,537 (37.9)	13,523 (44.4)	3 (0)	30,472 (100.0)
交 通 事 故	46 (1.4)	237 (7.2)	742 (22.6)	2,265 (68.8)	0 (0)	3,290 (100.0)
一 般 負 傷	121 (2.2)	816 (14.5)	1,854 (33.0)	2,833 (50.4)	1 (0)	5,625 (100.0)
そ の 他	125 (1.7)	2,163 (29.0)	3,901 (52.4)	1,206 (16.2)	56 (0.8)	7,451 (100.0)
計	1,505 (3.2)	7,412 (15.8)	18,034 (38.5)	19,827 (42.3)	60 (0.1)	46,838 (100.0)

() 書は、構成比で単位は%である。

(4) 転送回数別搬送状況

平成 28 年中の搬送人員 46,838 人の 99.4%が転送されずに医療機関等に收容されており、その状況は表 2-4-5 のとおりである。

また、救急隊が覚知してから医療機関等に收容するまでに要した時間別の搬送人員の状況は、表 2-4-6 のとおりである。平均所要時間は 43.5 分となっており、全体の 21.4%にあたる 10,016 人が 30 分未満で收容されている。

表 2-4-5 転送回数別搬送状況

事故種別	転送回数 0 回	転送				合計 イ	転送率 ア/イ ×100
		1 回	2 回	3 回 以上	小計 ア		
急病	30,280 人	192 人	0 人	0 人	192 人 (65.3)	30,472 人 (65.1)	0.6%
交通事故	3,272 人	18 人	0 人	0 人	18 人 (6.1)	3,290 人 (7.0)	0.5%
一般負傷	5,563 人	61 人	1 人	0 人	62 人 (21.1)	5,625 人 (12.0)	1.1%
その他	7,429 人	22 人	0 人	0 人	22 人 (7.5)	7,451 人 (15.9)	0.3%
計	46,544 人	293 人	1 人	0 人	294 人 (100.0)	46,838 人 (100.0)	0.6%

() 書は、構成比で単位は%である。

表 2-4-6 覚知から医療機関等に收容するまでに要した時間別搬送人員

事故種別	所要時間別							計	收容平均 所要時間 (分)
	10 分未満	10 分以上 20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 120 分未満	120 分以上			
急病	1 人 (0)	522 人 (1.7)	5,576 人 (18.3)	20,401 人 (66.9)	3,871 人 (12.7)	101 人 (0.3)	30,472 人 (100.0)	42.4	
交通事故	0 人 (0)	53 人 (1.6)	491 人 (14.9)	2,129 人 (64.7)	589 人 (17.9)	28 人 (0.9)	3,290 人 (100.0)	46.0	
一般負傷	0 人 (0)	97 人 (1.7)	983 人 (17.5)	3,687 人 (65.5)	822 人 (14.6)	36 人 (0.6)	5,625 人 (100.0)	43.8	
その他	9 人 (0.1)	346 人 (4.6)	1,938 人 (26.0)	3,620 人 (48.6)	1,267 人 (17.0)	271 人 (3.6)	7,451 人 (100.0)	46.7	
計	10 人 (0)	1,018 人 (2.2)	8,988 人 (19.2)	29,837 人 (63.7)	6,549 人 (14.0)	436 人 (0.9)	46,838 人 (100.0)	43.5	

() 書は、搬送人員に対する割合で単位は%である。

3 高速道路における救急業務

県内の高速道路は、東北自動車道一関～盛岡南間が昭和 52 年 11 月 19 日から、築館（昭和 57 年 3 月 26 日からは若柳金成）～一関間が昭和 53 年 12 月 2 日から、盛岡南～滝沢間が昭和 54 年 10 月 18 日から、滝沢～西根間が昭和 55 年 10 月 8 日から、西根～安代間が昭和 57 年 10 月 19 日から、また安代～鹿角八幡平間が昭和 58 年 10 月 20 日から供用開始されており、さらには、昭和 61 年 11 月 27 日からは八戸線の八戸～八戸間が、平成元年 9 月 7 日からは安代～一戸間が、平成 6 年 8 月 4 日からは秋田自動車道北上西～北上間が、平成 7 年 12 月 22 日から湯田～横手間が、平成 9 年 7 月 23 日からは、北上西～湯田間が、さらに釜石自動車道花巻～東和間が平成 14 年 11 月 7 日から、東和～宮守間が平成 24 年 11 月 25 日から、宮守～遠野間が平成 27 年 12 月 5 日から供用を開始している。

高速道路の救急業務については、沿線消防本部間で相互応援協定を締結して上下線方式により、I・C 所在の消防本部が担当し対処している。

高速道路上の相互応援体制は図 2-4-7 のとおりである。

図 2-4-7 高速道路消防相互応援協定による担当区域

1. 東北自動車道

(29.4.1 現在)

供用開始時期																
市町村名	宮城県	一関市	平泉町	奥州市	金ケ崎町	北上市	花巻市	紫波町	矢巾町	盛岡市	滝沢村	八幡平市	秋田県			
インターチェンジ名 (I・C)	若柳金成	一関	平泉前沢	水沢	北上金ケ崎	北上江釣子	花巻南	花巻	紫波	盛岡南	盛岡	滝沢	西根	松尾八幡平	安代	鹿角八幡平
全線距離																
I C 間距離																
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線															
	下り線															

2. 八戸自動車道

供用開始時期		元.9.7 ← 61.11.27					
市町村名		八幡平市	浄法寺町	一戸町	九戸村	軽米町	青森県
インターチェンジ名 (I・C)		安代JCT	浄法寺	一戸	九戸	軽米	南郷
全線距離		← (69.4) →					
I C 間距離		16.2	11.9	11.7	9.7	9.6	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線						
	下り線						

3. 秋田自動車道

供用開始時期		6.8.4 ← 9.7.23 ← 7.12.22			
市町村名		北上市	西和賀町	横手市	
インターチェンジ名 (I・C)		北上JCT	北上西	湯田	横手
全線距離		← (50.5) →			
I C 間距離		8.7	21.6	20.2	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線				
	下り線				

4. 釜石自動車道

供用開始時期		14.11.7 ← 24.11.25				
市町村名		花巻市	奥州市	遠野市		
インターチェンジ名 (I・C)		花巻JCT	花巻空港	東和	江刺田瀬	宮守
全線距離		← (34.6) →				
I C 間距離		3.7	7.7	11.4	11.4	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線	花巻市消防本部	奥州金ヶ崎行政事務組合	遠野市消防本部		
	下り線	花巻市消防本部	花巻市消防本部	奥州金ヶ崎行政事務組合		

表 2-4-8 高速自動車国道における救急出場件数及び搬送人員 (28.1.1~28.12.31)

(単位：件・人)

高速道路(車線)名	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道						
担当消防本部 区分	一関市 消防本部	奥州金ヶ 崎行政事 務組合	北上地区 消防組合	花巻市 消防本部	盛岡地区 広域消防 組合	二戸地区 広域行政 事務組合	計
救急出場件数	21	19	20	15	58	14	147
搬送人員	22	13	17	11	54	4	121

表 2-4-9 高速自動車国道 I・C 周辺の救急告示医療機関 (I・C から 5 km 以内)

(29.4.1 現在)

高速道路(車線)名	東北自動車道													
インターチェンジ名 (I・C)	一関	平泉 前沢	水沢	北上 金ヶ 崎	北上 江釣 子	花巻 南	花巻	紫波	盛岡 南	盛岡	滝沢	西根	松尾 八幡 平	安代
救急病院数	1	6		2		3		12						

高速道路(車線)名	八戸自動車道			
インターチェンジ名 (I・C)	浄法 寺	一戸	九戸	軽米
救急病院数	3			

高速道路(車線)名	秋田自動車道	
インターチェンジ名 (I・C)	北上西	湯田
救急病院数	0	

高速道路(車線)名	釜石自動車道	
インターチェンジ名 (I・C)	空花 港巻	東和
救急病院数	1	

4 救助業務の実施状況

平成 28 年中における救助業務の状況は、出動件数 681 件、活動件数 318 件、救助人員 471 人となっている。(表 2-4-10 及び表 2-4-11)

表 2-4-10 事故種別出動件数等の状況

(単位：件・人)

別 区分	事故種	火 災	交通 事故	水 難 事 故	機械による 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	出 動 件 数		20	376	33	34	218
活 動 件 数		20	144	20	18	116	318
救 助 人 員		6	185	20	18	242	471

表 2-4-11 事故種別発生場所別活動状況

(単位：件)

発生場所		事故種別	火 災	交通 事故	水 難 事 故	機械による 事 故	そ の 他 の 事 故	計	
		屋 内	住 居	10					49
	そ の 他 の 屋 内	3				6	4	13	
屋 外	道 路	高速自動車国道	1	8				9	
		その他の道路	3	127			9	139	
	水 面	内 水 面		2	13			2	17
		外 水 面			5			3	8
	山 岳					1	16	17	
	そ の 他 の 屋 外			6	2	11	30	49	
地 下							1	1	
そ の 他		3	1				2	6	
計			20	144	20	18	116	318	

第5節 教育訓練体制

1 消防学校における教育訓練

(1) 基本方針

消防の責務の正しい認識及び共同精神の涵養とともに、消防を取り巻く環境の変化に対応できる知識及び技術を習得し、もって能率的かつ公正明朗に職務を遂行し、地域住民の信頼と負託に応える消防職員及び団員等の養成に資する。

(2) 教育実施状況

岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年3月30日規則第20号）第2条の規定に基づき教育訓練計画を定め、計画どおり実施した。

ア 消防職員等に対する教育

(ア) 初任教育

新採用の消防職員として必要な基礎知識及び技能の習得とともに、士気の高揚、規律の保持及び体力の練成を図り、もって職務の円滑な遂行に資するため行うものである。

(イ) 幹部教育

① 初・中級幹部科

初・中級幹部として消防行政の現状や動向を理解し、上司の補佐及び部下の指導を行い、組織の管理運営能力の向上に資するため行うものである。

② 上級幹部科

上級幹部として業務管理、人事管理及び危機管理などへの理解を深め、組織の円滑な管理運営に資するため行うものである。

(ウ) 専科教育

① 警防科

警防行政に関する知識、災害現場における消防戦術と安全管理等に係る専門的知識及び技術を習得し、災害現場において安全かつ的確な警防活動ができる能力の向上に資するため行うものである。

② 火災調査科

火災の燃焼理論並びに火災原因調査及び損害調査に係る専門的知識及び技術を習得し、火災原因調査への的確な判断能力の向上に資するため行うものである。

③ 救急科

救急隊員の行う応急処置等に必要な医学的知識及び技術を習得し、消防法施行令第44条第5項第1号に定める救急隊員を養成するため行うものである。

④ 救助科

救助活動等における安全管理、災害救助に係る専門的知識及び技術の習得、並びに特殊災害に対する基礎的知識、対処方法を習得し、災害現場において安全かつ的確な活動を展開する能力の向上に資するため行うものである。

イ 消防団員に対する教育

(ア) 幹部教育

① 初級幹部科

消防団の運営に必要な規律、安全管理の重要性について理解するとともに、地域住民

に対して防災指導を行えることを目的として行うものである。

② 指揮幹部科現場指揮課程

大規模災害に現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救急救助、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮のほか安全管理の知識及び技術を習得するとともに、自主防災組織等に対して防災指導を行えることを目的として行うものである。

③ 指揮幹部科分団指揮課程

分団指揮者として消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識と各種災害発生時における分団の管理運営及び効率的な現場活動の在り方を広く理解することを目的として行うものである

(ウ) 専 科 教 育

警防・機関科：消防団員として火災防ぎょに関する知識並びに自動車及び小型ポンプの運用技術を習得し、災害現場において中核的消防活動が遂行できる能力の向上に資するために行うものである。

ウ 特別教育

(ア) 無線通信講習

消防無線操作に係る知識及び技術を習得するとともに無線従事者免許証（第3級陸上特殊無線技師）を取得させ、無線通信業務の円滑化に資するため行うものである。

(イ) 自衛消防隊員講習

事業所等に所属する自衛消防隊員に対して、消防業務に関する基礎的知識及び技術の教育訓練を行い、事業所等における災害防止に資するため行うものである。

エ 委託教育

市町村、消防団、婦人消防協力隊、幼・少年防火クラブなどからの要請により、消防防災に必要な教育訓練を行う。

(ア) 一日入校

消防学校において規律訓練などの教育訓練を行う。また、防災センターと協同して、地震体験や避難体験など、主に体験を中心とした教育訓練を行う。

(イ) 現地教育

現地に出向いて規律訓練などの教育訓練を行う。

表 2-5-1 平成 29 年度消防学校教育訓練実施状況

教育種別		項目	教育期間	延日数	実日数	時間	修了者数	備考
消防職員	第63期初任教育		4月6日(木)～9月27日(水)	177	119	832	49	
	幹部教育	初・中級幹部科	11月27日(月)～12月8日(金)	14	10	70	34	
		上級幹部科	9月5日(火)～9月8日(金)	4	4	26	19	
	専科教育	予防総合科	11月28日(火)～12月15日(金)	5	5	33	29	
		火災調査科	10月5日(木)～10月20日(金)	16	11	75	34	
		救急科	1月16日(火)～3月9日(金)	52	38	264	67	
		救助科	10月4日(水)～11月9日(木)	31	21	145	40	
	小計			299	208	1,445	272	
消防団員	幹部教育	初級幹部科	11月10日(金)、11月11日(土)	2	2	12	32	
		指揮幹部科 現場指揮課程	11月2日(木)、11月3日(金)	2	2	12	40	
		指揮幹部科 分団指揮課程	11月17日(金)、11月18日(土)	2	2	12	49	
	専科教育	警防・機関科	10月27日(金)～10月29日(日)	3	3	19	22	
	小計			9	9	55	143	
特別教育	無線通信講習		8月16日(水)	1	1	8	48	初任教育学生
	自衛消防隊員講習		11月16日(木)、11月17日(金)	2	2	12	45	
	小計			3	3	20	93	
合計				311	220	1,520	508	
一日入校			随時	3	3	5	249	
現地教育			随時	0	0	0	0	

表 2 - 5 - 2 年度別・課程別教育実施状況

(単位：人)

年 度 教育訓練名	昭和28～ 36年 (内丸校) ①	昭和37～ 48年 (高松校) ②	昭和49年度～平成29年度 (矢巾校)							合計 ①+②+③	
			昭49～ 平24	平25	平26	平27	平28	平29	小計 ③		
消 防 職 員	初 任 教 育		607	2,023	87	86	86	89	49	2,371	3,027
	幹 部 教 育	5	24	1,252	39	45	75	72	53	1,483	1,565
	警 防 教 育	47	35	1,180		54		24		1,258	1,340
	特殊災害教育							24		24	24
	予 防 教 育	8	117	1,601	42	34	58	34	63	1,769	1,957
	救 急 教 育		165	2,900	65	62	71	69	67	3,167	3,399
	救 助 教 育			1,268	29	37	35	36	40	1,405	1,445
	現 任 教 育	16	62							0	78
	特 別 教 育※1		172	1,552	12				21	1,585	1,757
	小 計	76	1,182	11,776	274	318	325	348	293	13,334	14,592
消 防 団 員	基 礎 教 育		169	1,079						1,079	1,248
	幹 部 教 育	700	1,231	4,625	90	94	123	120	121	5,173	7,104
	警防・機関教育	897	1,005	2,674	26	22	22	20	22	2,786	4,688
	予 防 教 育	8	403								411
	特 別 教 育	824	372	2,737						2,737	3,933
	小 計	2,429	3,180	11,115	116	116	145	140	143	11,775	17,384
消防団員指導員研修 自衛消防隊員講習※2		66	2,300	33	41	38	48	45	2,505	2,571	
自主防災リーダー講習			227						227	227	
合 計	2,505	4,428	25,418	423	475	508	536	481	27,841	37,774	

※1) 「消防職員 特別教育」に含まれる無線講習については、初任教育学生も受講しており、当該修了者数欄は、初任教育以外の修了者数であること。

※2) 教育訓練名「消防団員指導員研修 自衛消防隊員講習」の人員は、平成16年度以降自衛消防隊員講習のみの受講者であること。

表 2-5-3 消防職員等入校状況

区分	平成 29 年度修了者									過去 7 年間の修了者							
	初任教育	幹部教育		専科教育				特別教育		計	22	23	24	26	26	27	28
		初・中級	上級	予防総合	火災調査	救急	救助	法規講習	無線講習								
消防本部																	
盛岡	1735	6	2	6	10	25	10		6	82	52	42	60	63	79	94	105
一関	48	2	1	2	2	7	2		4	24	31	16	31	24	25	29	28
宮古	7	3	0	3	3	6	3		3	28	21	13	26	22	31	35	35
奥州金ヶ崎	2	6	3	3	4	6	4		2	30	24	14	19	24	23	23	25
花巻	5	3	2	2	2	5	3			22	22	12	24	20	28	28	30
北上	3	2	2	2	4	4	4			21	25	20	26	24	20	24	25
二戸	2	3	2	2	2	4	2			17	9	12	13	17	23	23	16
久慈	0	2	1	4	2	0	4		2	15	23	15	26	35	30	27	30
大船渡	5	1	1	1	1	3	1		3	16	19	8	11	11	13	23	12
遠野	1	1	1	1	1	2	2		1	10	10	3	8	10	12	13	10
釜石大槌	1	4	3	2	2	4	4			20	24	6	20	19	26	23	23
陸前高田	2	1	1	1	1	1	1			8	7	2	8	5	8	5	9
合計	49	34	19	29	34	67	40			293	267	163	272	274	318	325	348

表2-5-4 消防団員入校状況

区分 市町村名	平成29年度修了者					過去7年間の修了者						
	幹部科			専科	計	22	23	24	25	26	27	28
	初級 幹部科	指揮幹部科		警防・ 機関科								
		現場 指揮	分団 指揮									
盛岡市	1		3	1	5	3		4	5	6	5	5
宮古市	1	2	1	3	7		1	2	4	3	6	7
大船渡市		2	1		3	3	2	3	4	4	3	4
花巻市	7	7	8		22	11	26	26	27	19	18	22
北上市	1	1	1	1	5	4	10	5	4	2	6	5
久慈市	2	2	2		6	9	8	2		5	3	2
遠野市	2	2	7	2	13	5	9	7	5	7	8	10
一関市	4	6	5	4	19	15	19	22	23	18	21	17
陸前高田市		2	2		4						4	4
釜石市		1	1	1	3	2	1	2	2	2		2
二戸市		2	2	2	6			2	2	8	7	4
八幡平市	2	1	3	3	9							
奥州市	4	1	5	1	11	11	8	11	11	12	12	10
滝沢市	3	1	1	1	6	8	8	6	6	4	8	5
雫石町		5	1		5	6	4	3	1		12	15
葛巻町			1	1	2			2	3	2	2	4
岩手町	1				1		2				2	2
紫波町	3	2	2	1	8	8	9		4	2	11	7
矢巾町						8		2		3		2
西和賀町						1	1	1		1	1	1
金ヶ崎町						2	3	3	4	3	2	3
平泉町							1			3		1
住田町			1		1	1	1	1	1	1	1	1
大槌町						1		4				
山田町				1	1	8		1	3	1	1	4
岩泉町			1		1	1	1	1	1	1	1	1
田野畑村		1			1		1	4		4	2	1
普代村								1				
軽米町												
野田村		1	1		2	1	2				3	3
九戸村									1			1
洋野町	1	2			3	2	6	7	5	5	6	6
一戸町							1	3				1
合計	32	40	49	22	143	110	124	125	116	116	145	140

2 消防大学校における教育訓練

消防職団員の教育訓練は、都道府県が設置している消防学校の他、国が設置している「消防大学校」で行われている。

消防大学校では、幹部として必要な高度な教育訓練を実施している他、専門的かつ高度な知識の習得を目的として災害対策活動等の実務講習を実施している。

本県の最近の入校者の状況は表2-5-5のとおりである。

表2-5-5 消防大学校教育訓練受講状況(25年度～29年度)

学 科		年 度					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
総合教育	本 科	人	人	人	人	人	
	幹 部 科	5	6	5	5	2	
	上 級 幹 部 科		1		1	1	
	新任消防長・学校長科	2	1	2	1	2	
	消 防 団 長 科	3	5	6	6	3	
	小 計	10	13	13	13	8	
専科教育	警 防 科	1	2		1	2	
	救 助 科	2	1	2	2	2	
	救 急 科	1	1	1		1	
	予 防 科	2	5	2		3	
	危 険 物 科				2	1	
	火 災 調 査 科	4	2	2	2	2	
	新 任 教 官 科	4	2	2	2	2	
	小 計	14	13	9	9	13	
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指 揮 隊 長 コ ー ス					
		高度救助・特別高度救助コース		1			1
		N B C コ ー ス		1			3
		航 空 隊 長 コ ー ス	1	1	1	1	1
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	3	1			
		消防団活性化推進コース			1		
		危機管理・国民保護コース	4	2	4	4	1
		自主防災組織育成コース	2	2	3	2	2
		自主防災組織育成短期コース					3
	違 反 是 正 講 習 会		2				
	女 性 活 躍 推 進 コ ー ス				1	1	
	査 察 業 務 マ ネ ジ メ ン ト コ ー ス					2	
	小 計	10	10	9	9	14	
	合 計	34	36	31	30	35	

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1 地域防災計画の修正

平成28年台風第10号災害の教訓等を踏まえ平成29年4月に修正された防災基本計画、岩手山火山避難計画の策定や緊急輸送道路の見直し等を踏まえ、県地域防災計画の修正を行った。

また、市町村に対しても、市町村地域防災計画の修正が適切に行われるよう、助言を継続している。

(1) 県地域防災計画の修正

ア 計画策定

防災会議決定 昭和39年4月8日

内閣総理大臣承認 昭和39年8月6日

イ 最終修正

防災会議決定 平成30年3月28日

(2) 市町村地域防災計画の修正

平成29年4月から平成30年3月までの間に、災害対策基本法第42条第5項の規定による報告のあった市町村は下記の9市6町3村。

盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村

2 総合防災訓練

平成29年は、大雨洪水災害への対応のため、災害対策本部移転・運用訓練（図上訓練）は中止とし、実動訓練のみの実施となった。

(1) 訓練実施日時

平成29年8月26日（土） 8時30分から12時30分まで

(2) 主な訓練場所

各市町庁舎、岩手県立盛岡南高等学校、盛岡市立見前南小学校・中学校、紫波町立彦部小学校、矢巾町立矢巾東小学校、盛岡市・紫波町・矢巾町各訓練地域

(3) 主催者

岩手県、盛岡市、紫波町、矢巾町、盛岡地区広域消防組合本部

(4) 災害想定、訓練項目及び訓練機関等

表3-1-2 総合防災訓練災害想定、訓練項目及び訓練機関等

災害想定	訓練項目	訓練参加機関（参加人員）
台風が接近し、平成29年8月24日（木）から降り始めた大雨により25日（金）夜半に盛岡地域に対し大雨警報（土砂災害・浸水害）が発表されたことから、県及び市町は同日16時、災害対策本部を設置し、今後の気象状況を注視していた。 24日から降り続いた大雨及び26日（土）未明頃から盛岡市北部を中心と	1 災害対策本部設置・運営・情報伝達訓練	1 岩手県
	2 避難訓練	2 各市町住民、自主防災組織、住民自治組織
	3 避難所開設・運営訓練	3 盛岡地方気象台
	4 普及啓発訓練	4 陸上自衛隊岩手駐屯地
	5 防災学習訓練	5 陸上自衛隊八戸駐屯地第9飛行隊
	6 救助・救援訓練	6 東北地方整備局岩手河川国道事務所
	7 災害対応訓練	7 北上川ダム統合管理事務所
	8 遺体処置訓練	8 東北管区警察局岩手県情報通信部
		9 岩手県警察本部
		10 盛岡東警察署
		11 紫波警察署
		12 市町交通指導員
		13 各市町消防団
		14 盛岡市婦人防火クラブ連合会

<p>した局地豪雨が発生したことにより、26日（土）午前6時00分に、北上川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表となった。</p> <p>その後、同日午前7時には台風は通過したものの、午前8時には北上川はん濫警戒情報（洪水警報）、同日午前10時00分には北上川はん濫危険情報（洪水警報）が発表された。</p> <p>午前11時00分には、北上川 128.6k 右岸付近において外水氾濫が発生するなどし、また、建物屋内に取り残された住民の援助など応急対策の必要が生じた。</p>		<p>15 盛岡市婦人消防協力隊 16 紫波町婦人消防協力隊 17 矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会 18 盛岡消防本部消防支援ボランティア 19 一般社団法人岩手県医師会 20 一般社団法人盛岡市医師会 21 一般社団法人紫波郡医師会 22 一般社団法人岩手県歯科医師会 23 日本赤十字社岩手県支部 24 一般社団法人岩手県薬剤師会 25 一般社団法人盛岡薬剤師会 26 学校法人岩手医科大学法科学講座法医学分野、法科学講座法歯学・災害口腔医学分野 27 岩手県検案医会 28 公益社団法人岩手県栄養士会 29 公益社団法人岩手県看護協会 30 岩手県災害看護ネットワーク連絡協議会 31 岩手県立中央病院 32 岩手DMAT 33 いわて感染制御支援チーム（ICAT） 34 岩手県災害福祉広域支援推進機構 35 東北電力株式会社岩手支店 36 東北電力株式会社盛岡営業所 37 東日本電信電話株式会社岩手支店 38 株式会社ドコモCS東北岩手支店 39 KDDI株式会社東北総支社 40 ソフトバンクモバイル株式会社東北総本部 41 盛岡市見前南小学校 42 盛岡市見前南中学校 43 岩手県立盛岡南高等学校 44 紫波町立彦部小学校 45 紫波町立星山小学校 46 矢巾町立矢巾東小学校 47 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 48 社会福祉補人盛岡市社会福祉協議会 49 岩手県生活衛生同業組合中央会 50 盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会 51 一般社団法人岩手県警備業協会 52 一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部 53 盛岡ガス株式会社 54 岩手県石油商業協同組合 55 公益社団法人岩手県トラック協会 56 公益社団法人岩手県隊友会 57 株式会社ラヂオ盛岡 58 盛岡市建設業協同組合 59 矢巾町建設業協会 60 一般社団法人岩手県建築士会盛岡支部 61 一般社団法人日本自動車連盟東北本部岩手支部 62 岩手県立総合防災センター 63 自衛隊岩手地方協力本部 64 公益社団法人岩手県バス協会 65 岩手県交通株式会社 66 一般社団法人岩手県タクシー協会盛岡支部 67 災害救助犬協会岩手 68 NPO 法人災害救助犬ネットワーク 69 一般財団法人岩手県防災保安協会 70 一般社団法人日本アマチュア無線連盟岩手県支部 71 独立行政法人防災科学技術研究所 72 東北総合通信局 73 一般社団法人岩手県建設業協会 74 一般社団法人岩手県獣医師会 75 岩手大学動物病院 76 公益財団法人岩手県国際交流協会 77 赤帽岩手県軽自動車運送協同組合 78 みちのくココ・コーラボトリング株式会社 79 盛岡復興支援センター</p>
---	--	---

		80 盛岡紫波地区環境施設組合 81 岩手中央農業協同組合 82 公益財団法人岩手県消防協会 83 盛岡市 84 紫波町 85 矢巾町 86 盛岡地区広域消防組合消防本部 87 花巻市消防本部 88 二戸地区広域行政事務組合消防本部 89 宮古地区広域行政組合消防本部
--	--	---

表3-1-3 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主訓練地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39. 8. 5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40. 8. 20	一 関 市	水害	12	16	—
3	41. 8. 19	久 慈 市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42. 7. 26	遠 野 市	水害・火災	13	13	2,400
5	43. 7. 26	大 船 渡 市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44. 7. 30	花 巻 市	地震・火災	15	15	3,000
7	46. 7. 23	釜 石 市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47. 7. 22	水 沢 市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48. 7. 14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49. 9. 3	山 田 町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	19	33	8,400
12	51. 9. 3	大 槌 町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52. 9. 1	北 上 市	地震・火災	17	20	2,800
14	53. 9. 1	宮 古 市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55. 9. 3	江 刺 市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57. 9. 1	遠 野 市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58. 9. 1	大 船 渡 市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59. 9. 1	二 戸 市	地震・火災	23	26	3,900
21	60. 8. 31	花 巻 市	地震・火災	25	27	4,600
22	61. 8. 30	釜 石 市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62. 9. 1	水 沢 市	地震・火災	23	27	9,600
24	63. 9. 1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	24	27	29,200
26	2. 9. 1	北 上 市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮 古 市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6. 9. 1	江 刺 市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7. 9. 1	遠 野 市	地震・火災・水害	35	45	8,500
32	8. 9. 1	大 船 渡 市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9. 9. 1	二 戸 市	地震・火災	32	65	6,723
[34]	[10. 9. 1]	[花巻市]	[地震・火災・水害]	[47]	[79]	[13,000]
34	11. 9. 3	釜 石 市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12. 9. 1	水 沢 市	地震・火災	41	61	12,052
36	13. 9. 1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,552
37	14. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	96	64	13,333
38	15. 9. 1	北 上 市	地震・火災	84	127	16,848
39	16. 9. 1	宮 古 市	地震・津波・火災・BCテロ	83	151	12,621
40	17. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災・BCテロ	89	120	12,452

回数	年月日	主 訓 練 地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
41	18. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19. 9. 2	遠 野 市	地震・火災	51	87	8,749
43	20. 10. 19	大 船 渡 市	地震・津波・火災	63	122	10,528
44	21. 10. 25	二 戸 市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22. 8. 29	花 巻 市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24. 9. 1	釜 石 市	地震・津波	51	78	13,579
47	25. 9. 1	久 慈 市	地震・津波	63	103	10,051
48	26. 8. 29～30	岩手山周辺地域	火山・土石流	73	98	5,483
49	27. 7. 12	奥州市、金ヶ崎町	地震・土砂災害・水害	74	103	10,726
50	29. 8. 26	盛岡市、紫波町、矢巾町	水害	101	89	5,016

- ※1 昭和45年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施した。
- 2 平成5年度及び平成17年度は、岩手県石油コンビナート等防災訓練と同時開催した。
- 3 平成10年度は、大雨洪水災害により中止。10月18日の岩手山噴火対策防災訓練に取り込んで実施。（〔 〕内は、予定数値等。）
- 4 参加機関には主催者を含み、参加人員には参観者を含まない。
- 5 平成23年度は、東日本大震災津波発生のため中止した。
- 6 平成28年度は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会開催のため、総合防災訓練は実施せず、その代わりとして平成28年4月に新たに導入した災害情報システムを活用した災害情報システム一斉活用訓練を実施した。
- 7 平成29年度は大雨洪水災害対応のため、8月25日に予定していた災害対策本部の移転訓練等を中止した。

3 石油コンビナート等総合防災訓練

久慈地区石油コンビナート等特別防災区域では、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）及び岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関と特定事業所が有事の際に迅速かつ適確な応急対策活動ができるよう防災関係機関相互の緊密な連携体制の確立を図ることを目的に、また、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に総合的かつ実践的な訓練を定期的に行っている。

表3-1-4 石油コンビナート等総合防災訓練年次別実施状況

回数	実施年月日	訓練地	災害想定	訓練項目数	参加機関数	参加人員
1	5 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	8	38	11,500
2	6 . 10 . 21	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	18	14	342
3	7 . 10 . 19	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	19	16	474
4	(陸上訓練) 8 . 9 . 20	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中に流出、火災	14	14	237
	(海上訓練) 8 . 9 . 30		地震による原油流出、船上火災	10	10	173
5	(海上訓練) 9 . 9 . 26	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油揚荷中に突風を受け流出、船上火災	10	11	224
	(陸上訓練) 9 . 10 . 8		原油払出し作業中に流出、火災	14	12	227
6	(陸上訓練) 10 . 12 . 22	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域	地震による原油流出	15	12	248
7	(海上訓練) 11 . 11 . 2 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出〔悪天候により中止〕	〔12〕	〔16〕	〔265〕
8	(海上訓練) 12 . 10 . 12	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出	10	13	245
9	(陸上及び海上訓練) 13 . 10 . 31	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	277
10	14 . 10 . 11	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	フローティングホース接続部の破損による原油流出・火災	11	9	180
11	16 . 10 . 15	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	284
12	17 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	16	22	1,107
13	19 . 9 . 7 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出〔悪天候により中止〕	〔21〕	〔12〕	〔270〕
14	21 . 9 . 10	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	21	13	292
15	25 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震及び大津波発生による海上への原油流出、船上火災	8	12	147
16	27 . 8 . 27 〔海上訓練中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	12	11	175
17	29 . 9 . 14	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	22	14	325

注) 参加機関数には主催者を含み、参加人員には参観者は含まない。

平成5年度及び平成17年度は岩手県総合防災訓練として実施（平成5年度の参加機関数及び参加人員は、岩手県総合防災訓練を含む）。

平成23年度は東日本大震災の影響のため中止となった。

平成25年度は久慈市で実施された岩手県総合防災訓練の一訓練項目として実施された。

4 岩手県風水害対策支援チーム

(1) 経緯

平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を踏まえ、市町村における風水害対策を支援するため、国、県及び有識者を構成員とする「岩手県風水害対策支援チーム」を平成 29 年 6 月に設置した。

(2) 取組み

台風等による災害が予測される場合、県は支援チームの構成員を招集し、同チームは市町村の避難勧告等の発令状況を把握し、風水害の発生が予想される地域の絞り込みを行うとともに、市町村の相談に対応する。

また、平常時には、研修・訓練の実施により市町村職員の災害対応力の強化を図ることとしている。

平成 29 年度における主な活動

年月日	風水害が予想された災害	活動内容
29. 9. 17	台風第 18 号の接近	被害の予測及び市町村への助言内容の検討（県から市町村へ助言実施）
29. 10. 22	台風第 21 号の接近	被害の予測及び市町村への助言内容の検討（県から市町村へ助言実施）

第2節 火山防災対策

1 活動火山対策特別措置法の改正

御嶽山噴火の教訓を踏まえて、平成27年12月10日に施行された活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正概要は次のとおり。

- 基本方針の策定
内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を定め、これを公表しなければならないものとする。
- 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備
 - ・ 火山災害地域の指定
内閣総理大臣は、火山が噴火した場合に住民等の生命等に被害が生ずるおそれがあるため、警戒避難体制を特に整備すべき市町村を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することが出来るものとする。
【本県の指定状況】 岩手山⇒盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町 秋田駒ヶ岳⇒雫石町 栗駒山⇒一関市
 - ・ 火山防災協議会の設置
警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、知事及び市町村長、学識経験者等からなる火山防災協議会を共同で組織すること。
【本県の状況】 岩手山火山防災協議会及び栗駒山火山防災協議会において事務局を担当し、これまでの任意協議会から平成28年3月29日付けで法定協議会へ移行。
※ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会は秋田県が事務局を担当し、平成28年3月28日付けで法定協議会へ移行。
 - ・ 県地域防災計画に定めるべき事項
警戒地域の指定があったときには、県地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山情報の収集・伝達に関する事項等について規定するとともに、規定にあたっては火山防災協議会の意見を聴くこと。

2 火山活動の状況

本県では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山の3つの常時観測火山を有しており、活動状況は次のとおり。

- 岩手山では、平成7年9月から火山性微動と火山性地震の発生が観測されて以来大きな火山活動の変化は現れなかったが、平成10年2月から岩手山西側において火山性微動、火山性地震の増加に加えて地殻変動にも大きな変化が現れるなど火山活動が活発化した。平成10年以降は、平成11年頃から活発化した西側での噴気活動や地表温度の上昇が観測されているが、火山性微動や火山性地震の回数は次第に減少してきている。（図3-2-1参照）
現在では、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。
- 秋田駒ヶ岳では、女岳の山頂付近で地熱域が引き続き確認されている。地震活動は、2017年9月14日の一時的な活発化後は概ね低調な状況で経過しているが、男女岳山頂付近では、火山性地震がわずかに増加する傾向が認められる。地殻変動に特段の変化はないが、女岳では地熱活動が続いており、火山性地震の増加が時々見られるので、今後の火山活動の推移に注意が必要な状況である。
- 栗駒山では、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。

3 火山防災対策（平成29年度）

（1）機上観測及び現地調査

- 岩手山を始めとする県内の常時観測火山の活動状況の把握のため、岩手県の火山活動に関する検討会の委員とともに、防災ヘリ「ひめかみ」による機上観測を実施。（4月、7月、11月）
- 岩手山の山開き（7月1日）を迎えるにあたり、高温地域の地温観測と火山活動状況を調査し、登山道の安全確認を行うため、岩手山の現地調査を実施（6月）。併せて、栗駒山についても、同様に現地調査を実施（5月、9月）。

(2) 岩手県の火山活動に関する検討会

- 岩手山を始めとする県内の常時観測火山の火山活動状況について評価分析を行うため、岩手県の火山活動に関する検討会を開催。(6月、12月)
- 第56回岩手県の火山活動に関する検討会(12月)における各火山の火山活動に関する評価は、次のとおり。
 - ・ 岩手山⇒10月25日に低周波地震が31回発生したが、従前から発生している場所であり、その後、地震活動及び地殻変動とも、大きな変化はなく、落ち着いた状態で推移している。
複数の委員から、10月25日の低周波地震は火山性微動と評価すべきとの意見が出た。
 - ・ 秋田駒ヶ岳⇒9月14日に227回の火山性地震が発生したが、地殻変動や火山性微動は観測されず、それ以降は落ち着いている。複数の委員から、山体の東側に地殻変動が現れていると評価する意見が出た。
女岳の北東斜面において、地熱域の拡大や噴気も見られることから、引き続き火山活動を注視していく必要がある。
 - ・ 栗駒山⇒地震活動及び地殻変動とも、大きな変化がなく、落ち着いた状態で推移している。
なお、委員から栗駒山は観測点が乏しく、小さな変化が捉えられていない可能性も考えられるとの意見も出た。

「岩手県の火山活動に関する検討会」(H10.10.6設置)〈委員：8名〉
 座長：斎藤徳美 岩手大学名誉教授(当時は放送大学岩手学習センター長)
 所掌事務：・ 火山の活動状況に係る調査研究及び評価分析に関すること。
 ・ 調査研究事項及び評価分析事項に係る火山防災協議会への報告に関すること。
 ・ 火山防災協議会からの求めに対する助言に関すること。
 事務局： 県総務部総合防災室

(3) 情報提供

- 「いわてモバイルメール」による情報伝達
住民や入山者に対し、気象台が発表する噴火警報・予報等や定期的に発表される火山活動に関する情報などの火山情報を配信する手段として、「いわてモバイルメール」を活用し実施中。

「いわてモバイルメール」

- ・ 防災情報や観光情報等を電子メールで登録者に配信するサービスで、県が運営しているもの。
- ・ 噴火警報・予報等の火山情報については、平成26年度末にシステム改修を行い、配信しているもの。
- ・ なお、噴火警報・予報については、発表され次第、即時に自動で配信されることとなるもの。

(4) 火山防災協議会の設置

活火山法改正に伴い、次のとおり火山防災協議会を設置。

- 岩手山火山防災協議会
 - ・ 平成28年3月29日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
 - ・ 構成メンバー(事務局：岩手県)

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事(会長)、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第9特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長

法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、伊藤英之教授（岩手県立大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

- ・ 主な取組として、具体的な避難計画を策定。

○ 栗駒山火山防災協議会

- ・ 平成28年3月29日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
- ・ 構成メンバー（事務局：岩手県）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事（会長）、宮城県知事、秋田県知事、一関市長、栗原市長、湯沢市長、東成瀬村長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長、秋田地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第9特科連隊長、陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第22普通科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、秋田県警察本部長
法第4条第2項第6号	一関市消防本部消防長、栗原市消防本部消防長、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、伊藤英之教授（岩手県立大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦教授（茨城大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局岩手南部森林管理署長、東北森林管理局宮城北森林管理署長、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署長、（一社）一関市観光協会会長、（一社）栗原市観光物産協会会長、（一社）湯沢市観光物産協会会長、東成瀬村観光物産協会会長、横手市長、横手市消防本部消防長、（一社）増田町観光協会代表理事

- ・ 主な取組として、火山ハザードマップを作成。

○ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会

- ・ 平成28年3月28日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
- ・ 構成メンバー（事務局：秋田県）

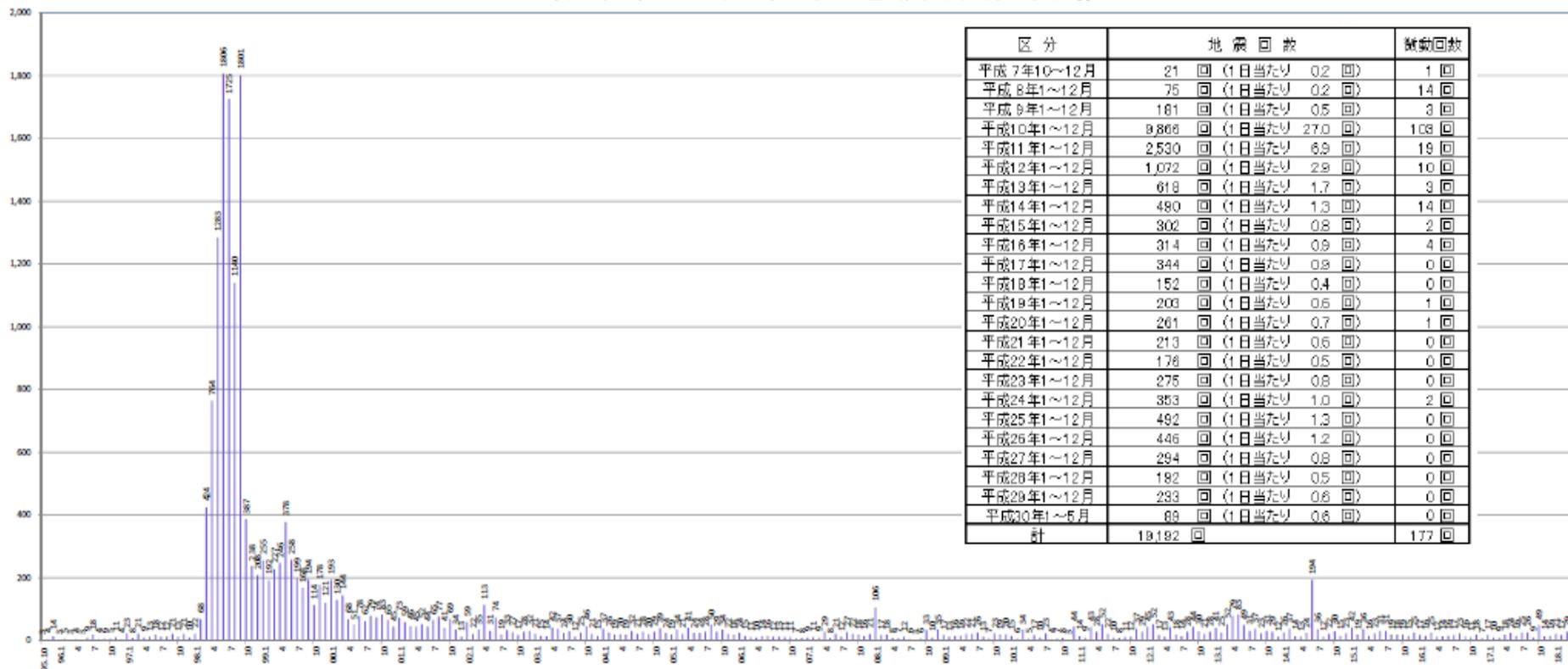
区 分	委 員
法第4条第2項第1号	秋田県知事（会長）、岩手県知事、仙北市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、秋田地方気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第9特科連隊長
法第4条第2項第5号	秋田県警察本部長、岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長、盛岡地区広域消防組合消防本部消防長

法第4条第2項第7号	三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、筒井智樹准教授（秋田大学）、齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局秋田森林管理署長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所国立公園管理官、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（一社）田沢湖観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

- 主な取組として、火山防災対策を推進。

図3-2-1 岩手山の火山性地震月別回数

岩手山の火山性地震月別回数



※ 基準観測点
 平成17年12月まで東北大学松川観測点
 平成18年1月から気象台焼切沢観測点
 平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点
 ※ 平成11年までは滝ノ上付近の地震など山体構造性地震も含む

第3節 通信管理体制

1 防災行政無線の整備状況

岩手県防災行政無線は昭和53年度から55年度までの3カ年で整備を行い、それ以降、端末局の新設・廃止、ファクシミリを導入などを行ってきた。

平成3年度からは平成5年度までの3カ年で岩手県防災行政情報通信ネットワーク整備事業を実施し、既設の防災行政無線（地上系）の機能強化を実施、さらに、全国的なネットワークである「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信システム（衛星系）を導入し、これらを有機的に結合させたネットワークの整備を行い、平成6年4月1日から全面的に運用を開始している。また、平成18年度には県庁局一部次世代化を、平成19年度にはVSAT局およびTVRO局の映像受信設備のデジタル化を図った。なお、昭和55年度に整備した防災行政情報通信ネットワーク地上系は、総合防災情報ネットワークの整備に合わせて平成13年度末に廃止している。

以降、市町村合併に伴う旧町村及び土木出先・病院VSAT局の廃止、衛星携帯電話への切り替えを順次実施し、平成23～25年度には、東日本大震災津波からの復旧に伴い県庁局を含む全VSAT局について第2世代化を図り、併せて車載局を廃止した。

表3-3-1 防災行政無線・防災行政情報通信ネットワークの整備状況（H30.4.1現在）

整備年度	事業費 (百万円)	地上系										衛星系				合計	ファクシミリ	
		固定局					基地局	移動局					地球局					
		統制局	中継局	地方局	端末局	計		地域移動局	全県第一	全県第二	移動多重局	計	県庁局	車載局	VSAT局			計
S53 S55	3,222	1	14	13	92	120	17	66	52			118					255	17
S58	517				27	27			5			5					32	78
S61	19				7 -7	0											0	
H01	22				2	2		1				1					3	
H03	1,046				-3	-3	2		1		3	4	1	1		2	5	-3
H04 H05	3,100 2,864		4	1		5									121	121	126	19
H06	15		-1			-1	-1		26			26					24	1
H07	228								-5	5		0			1	1	1	
H08	165				1	1					11	11			1	1	13	74 -73
H09					-1	-1											-1	
H10					-1	-1									-1	-1	-2	-1
H11					-1	-1			26			26			-1	-1	24	
H12					-1	-1									-1	-1	-2	
H13					-2	-2									-1	-1	-3	-1
H14		-1	-17	-14	-113	-145	-18	-67	-105	-16	-3	-191					-354	-14
H15																		
H16																		

整備年度	事業費 (百万円)	地上系										衛星系				合計	フ ア ク シ ミ リ						
		固定局					基地局	移動局					地球局										
		統制局	中継局	地方局	端末局	計		地域移動局	全県第一	全県第二	移動多重局	計	県庁局	車載局	V S A T 局			計					
H17																		-1	-1	-1			
H18	815																	-1	-1	-1			
H19	19																	-1	-1	-1			
H20																		-1	-1	-1	-2		
H21																		-1	-1	-1			
H22																							
H23																		-22	-22	-22			
H24	1,538																	-1	-5	-6	-6	49	
H25	517																	11	11	11	11		
H26																							
H27																							
H28																							
H29																							
計	14,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	98	99	99	95

2 防災行政無線の利用状況

防災行政無線（地上系。平成6年度から衛星系に切替）の年度別利用状況は、表3-3-2に示すとおりである。

平成5年度以降利用件数が増加しているのは、防災行政情報通信ネットワーク整備事業の完成に伴い利用できる回線数の増加によるものである。

表3-3-2 防災行政無線の利用状況（年度別）

年度	利用度数				利用件数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
55	165,625	33,125	1,104		473	95	3.2	
56	457,100	38,092	1,252	90.9	3,666	306	10.0	55.2
57	478,891	39,908	1,312	95.2	6,123	510	16.8	92.4
58	502,860	41,905	1,378	100.0	6,628	552	18.2	100.0
59	575,033	47,919	1,575	114.4	13,533	1,128	37.1	204.2
60	589,508	49,126	1,615	117.2	17,870	1,489	49.0	269.6
61	630,464	52,539	1,727	125.4	20,716	1,726	56.8	312.6
62	638,917	53,243	1,750	127.1	25,924	2,160	71.0	391.1
63	652,614	54,385	1,788	129.8	28,413	2,368	77.8	428.7
1	617,933	51,494	1,693	122.9	23,855	1,988	65.4	359.9
2	619,146	51,596	1,696	123.1	14,523	1,210	39.8	219.1
3	608,424	50,702	1,667	121.0	8,814	735	24.1	133.0
4	609,568	50,797	1,670	121.2	3,330	278	9.1	50.2
5	704,433	58,703	1,930	140.1	1,652	138	4.5	24.9
6	947,527	78,961	2,596	188.4	1,845	154	5.1	27.8
7	921,917	76,826	2,526	183.3	1,470	123	4.0	22.2

年度	利 用 度 数				利 用 件 数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
8	941,182	78,432	2,579	187.2	1,727	144	4.7	26.1
9	979,383	81,615	2,683	194.8	2,859	238	7.8	43.1
10	1,003,862	83,655	2,750	199.6	3,438	287	9.4	51.9
11	1,033,952	86,163	2,833	205.6	3,852	321	10.6	58.1
12	968,080	80,673	2,652	192.5	3,867	322	10.6	58.3
13	839,283	69,940	2,299	166.9	2,776	231	7.6	41.9
14	131,221	10,935	360	26.1	2,875	240	7.9	43.4
15	126,197	10,516	346	25.1	2,999	249	8.2	45.2
16	78,622	6,551	215	15.6	1,381	115	3.7	20.8
17	57,302	4,775	157	11.4	781	65	2.1	11.8
18	84,330	7,027	231	16.8	815	67	2.2	12.3
19	11,039	919	30.2	2.2	10,633	886	29.1	160.4
20	19,020	1,585	52.1	3.8	900	75	2.5	13.6
21	17,253	1,438	47.3	3.4	2,063	172	5.7	31.1
22	—	—	—	—	—	—	—	—
23	15,075	1,256	41.3	3.0	1,383	115	3.8	20.9
24	52,335	4,361	143.4	10.4	4,823	402	13.2	72.5
25	40,230	3,353	110.2	8.0	5,067	422	13.9	76.4
26	32,778	2,732	89.8	6.5	3,050	254	8.4	46.0
27	42,228	3,519	115.7	8.4	2,759	230	7.6	41.6
28	53,190	4,433	145.7	10.6	2,811	234	7.7	42.4
29	68,418	5,702	187.4	13.6	4,177	348	11.4	63.0

注1 昭和55年度集計は、11月から3月まで。

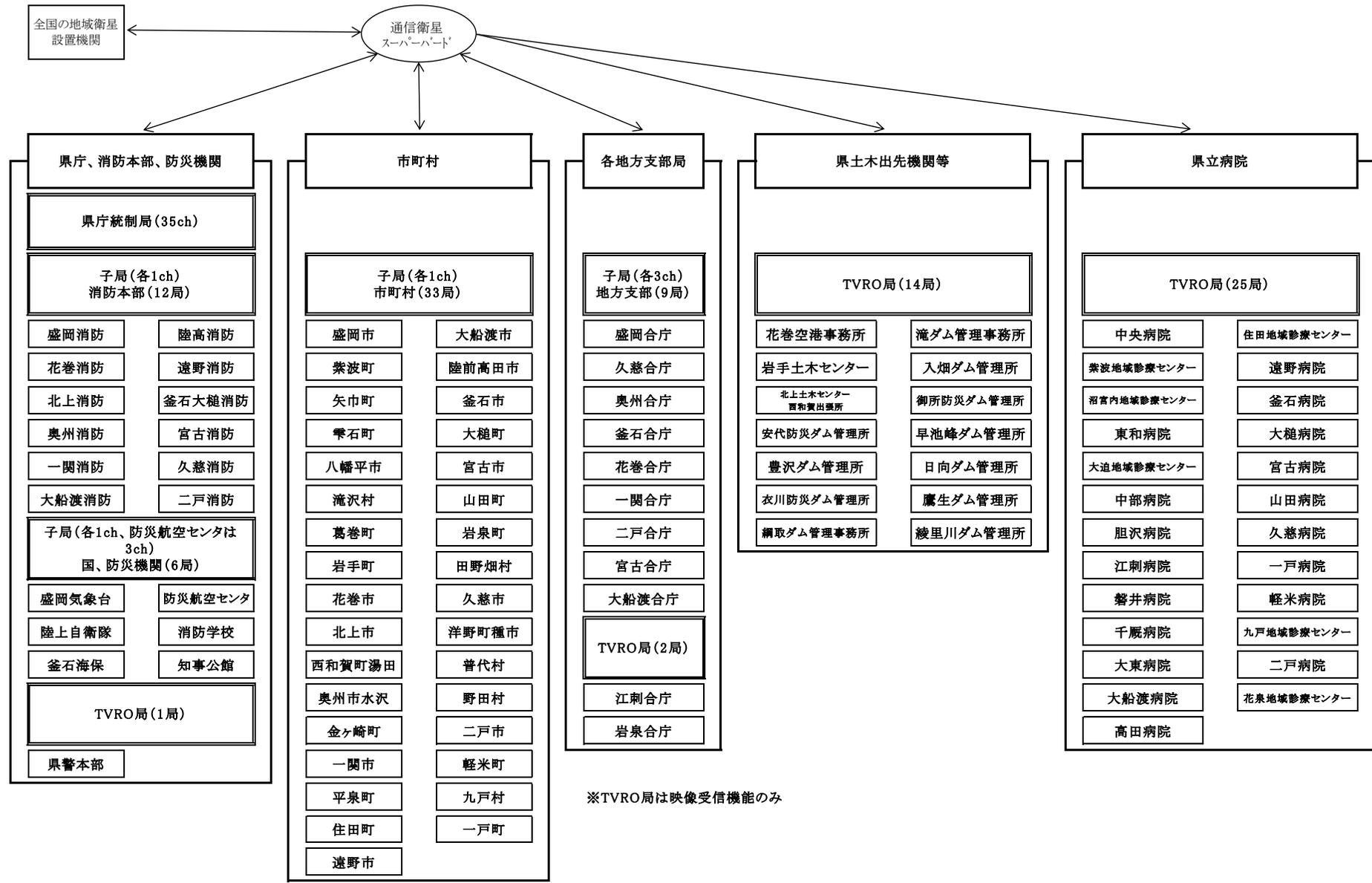
注2 平成6年度以降は衛星系県庁分を含む。

注3 平成14年度から地上系を運用停止し、衛星系のみ運用となったため、集計方法を変更。

注4 平成18年度末に県庁局の設備が更新変更となったことから、集計方法を変更。

注5 平成22年度及び23年度の一部(4～5月)については、東日本大震災津波に伴う記録機器不具合によりデータが欠測したもの。

岩手県防災行政情報通信ネットワーク構成図



第4節 航空防災消防体制

1 防災ヘリコプターの任務

広大な面積を有する本県は、地勢的特性から河川の決壊による水害や林野火災、あるいは津波による災害などの自然災害によって多くの被害を蒙っている。

これらの災害に対して、上空からの消火、人命の救助、災害状況の早期把握など地上消防力と連携した広域的かつ機動的な防災活動を展開し県民の安心な暮らしを守る。

2 防災ヘリコプターの更新

「ひめかみ」は、平成8年度の運航開始以来、経過年数20年、飛行時間6,000時間を超過し老朽化が進んでいることから更新整備することとし、平成26年9月17日に新機体の売買仮契約を締結（10月10日に本契約に移行）、平成28年3月24日に納入された。

平成28年度当初から、航空隊員、パイロット等の慣熟訓練を実施した後、平成28年9月30日をもって旧機体の運用を終了し、同年10月1日より新機体の運用を開始した。

3 防災ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターは、空中停止や小さな旋回、垂直離着陸が可能であること及び機動性の面で優れているなどの特性を活用して次のような活動を行っている。

(1) 災害応急対策活動

- ・ 被災状況の偵察及び情報収集
- ・ 救援物資及び人員等の搬送
- ・ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

(2) 消火活動

- ・ 林野火災における空中消火
- ・ 偵察及び情報収集
- ・ 消防職団員及び資機材等の搬送

(3) 救助活動

- ・ 中高層建築物等の火災における救助
- ・ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助
- ・ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

(4) 救急活動

- ・ 交通遠隔地からの傷病者の搬送
- ・ 高度医療機関等への傷病者の転院搬送
- ・ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動

- ・ 大規模な災害等における東北各県等への応援

(6) 災害予防活動

- ・ 火災予防や林野火災の予防警戒及び防災関連行事の広報
- ・ 災害危険箇所等の調査

(7) 消防防災訓練活動

- ・ 各種消防防災訓練及び演習への参加

(8) 一般行政活動

- ・ 行政広報、空中撮影及び要人輸送
- ・ 各種行政施策等の上空視察及び調査

4 運航体制

(1) 組織

県内の消防機関から隊員10名の派遣を受けて岩手県防災航空隊を編成して運航している。

(2) 運航基地

地理的に本県の中心に位置している花巻空港である。

(3) 運航管理

操縦、整備点検等の運航業務は極めて特種で専門的であることから、民間航空会社である東邦航空株式会社に委託している。

(4) 運航日及び時間

運行日は通年運航体制であり、運行時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 運航の実績

防災ヘリコプター「ひめかみ」のこれまでの運航実績は、次表のとおりである。

表3-4-1 平成29年度の月別運航実績

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	件数 時間	件数 時間	件数 時間	件数 時間	件数 時間	件数 時間							
災 害 業 務	14 9:29	14 30:40	10 7:43	17 9:46	7 13:19	17 20:38	9 5:16	1 2:48			3 1:50	8 4:02	100 105:31
火災出動	9 6:42	11 28:11	2 1:39								1 0:40	2 0:55	25 38:07
救助出動	3 2:15	2 2:04	5 4:39	8 4:28	5 10:29	14 19:24	6 4:05	1 2:48			1 0:38	3 1:42	48 52:32
救急出動	2 0:32	1 0:25	3 1:25	7 3:00	1 1:30	3 1:14	3 1:11				1 0:32	3 1:25	24 11:14
その他				2 2:18	1 1:20								3 3:38
防 災 業 務	3 3:09	3 3:17	4 3:23	5 5:06	3 2:53	12 11:10	6 6:23	6 7:05				1 0:58	43 43:24
調査・撮影	2 2:34	1 1:02		2 2:30				2 2:52					7 8:58
訓練	1 0:35	2 2:15	4 3:23	3 2:36	3 2:53	12 11:10	6 6:23	4 4:13				1 0:58	36 34:26
その他													0 0:00
他都道府県応援業務		2 2:47					1 2:17	1 2:23					4 7:27
火災出動													0 0:00
救助出動													0 0:00
救急出動													0 0:00
訓練		2 2:47					1 2:17	1 2:23					4 7:27
その他													0 0:00
運 航 管 理 業 務	11 9:25	10 6:35	13 11:23	14 13:24	7 6:18	7 5:36	10 9:19	10 11:22			9 8:40	15 13:12	106 95:14
訓練	11 9:25	7 5:49	12 11:08	12 13:04	7 6:18	7 5:36	8 7:55	9 9:17			7 6:18	15 13:12	95 88:02
試験・検査		3 0:46	1 0:15	2 0:20			2 1:24	1 2:05			2 2:22		11 7:12
その他													0 0:00
その他の行政業務		2 2:44	2 4:45			4 6:24	1 1:38	1 1:01				1 1:40	11 18:12
計	28 22:03	31 46:03	29 27:14	36 28:16	17 22:30	40 43:48	27 24:53	19 24:39	0 0:00	0 0:00	12 10:30	25 19:52	264 269:48
運 航 休 止 日 数	0.0日	4.0日	2.0日	0.5日	4.0日	0.0日	8.0日	11.0日	31.0日	31.0日	2.0日	3.0日	96.5日

表3-4-2 平成8年以降の運航実績

区 分	平成8年～ 24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合 計	
	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間
災 害 業 務	1376	1931:33	109	124:07	113	166:30	104	103:21	101	115:28	100	105:31	1903	2546:30
火災出動	142	245:57	18	15:12	33	81:24	34	35:45	11	15:38	25	38:07	263	432:03
救助出動	652	1027:41	59	76:38	47	58:42	46	42:48	49	58:29	48	52:32	901	1316:50
救急出動	503	544:46	30	30:21	33	26:24	24	24:48	27	20:07	24	11:14	641	657:40
そ の 他	79	113:09	2	1:56	0	0:00	0	0:00	14	21:14	3	3:38	98	139:57
防 災 業 務	1052	1322:24	38	39:35	45	42:17	42	41:33	46	44:10	43	43:24	1266	1533:23
調査・撮影	268	395:34	7	10:06	0	0:00	4	6:35	6	7:55	7	8:58	292	429:08
訓 練	760	890:33	31	29:29	45	42:17	38	34:58	40	36:15	36	34:26	950	1067:58
そ の 他	24	36:17	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	24	36:17
他都道府県応援業務	81	161:35	5	8:05	8	14:40	9	17:33	2	2:08	4	7:27	109	211:28
火災出動	9	22:36	1	1:09	3	9:41	1	1:19	0	0:00	0	0:00	14	34:45
救助出動	16	29:36	1	4:00	1	0:38	3	4:25	0	0:00	0	0:00	21	38:39
救急出動	10	12:15	1	0:28	1	0:28	3	8:24	0	0:00	0	0:00	15	21:35
訓 練	40	82:25	2	2:28	3	3:53	2	3:25	2	2:08	4	7:27	53	101:46
そ の 他	6	14:43	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	6	14:43
運 航 管 理 業 務	1756	1975:44	121	119:04	123	125:11	138	124:10	130	119:08	106	95:14	2374	2558:31
訓 練	1515	1698:53	115	114:10	115	113:45	132	120:53	122	114:02	95	88:02	2094	2249:45
試験・検査	176	214:49	6	4:54	8	11:26	6	3:17	8	5:06	11	7:12	215	246:44
そ の 他	65	62:02	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	65	62:02
その他の行政業務	163	329:34	4	7:20	11	20:25	12	19:34	7	8:33	11	18:12	208	403:38
合 計	4428	5720:50	277	298:11	300	369:03	305	306:11	286	289:27	264	269:48	5860	7253:30
運 航 休 止 日 数	1049.0日		64.0日		76.0日		63.5日		89.0日		96.5日		1438.0日	

第5節 総合防災センター

1 総合防災センターの概要

- ・名称 岩手県立総合防災センター
- ・所在地 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割117番地の1（岩手県消防学校隣接）
- ・構造等 RC造2階建 延床面積 877.92㎡（建築面積 544.01㎡）
- ・沿革 県民に対する防災思想の普及・啓発を図り、併せて大規模広域災害の発生に対処した防災資機材を備蓄する施設として、昭和60年度に矢巾町に建設され、昭和61年4月19日に開館した。
平成9年3月31日に展示を全面改装し、その後、平成27年3月31日に展示の一部を改装した。
- ・建築事業費 514百万円（改装費 157百万円）

2 運営

(1) 主な事業内容

- ア 防災に関する資料の展示及び体験学習
- イ 防災に関する教育、指導及び相談
- ウ 防災に関する講習会、講演会の開催
- エ 防災に関する資料作成配布及び貸与

(2) 開館時間

9:00～17:00

(3) 休館日

- ア 毎週月曜日（月曜日が祝祭日又は振替休日の場合は、その翌日）
- イ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

3 利用状況

岩手県立総合防災センターの昭和61年4月の開館から平成30年3月31日までの利用者は、368,019人となっている。主な利用者は、消防職・団員、幼稚園・小学校、婦人消防クラブ、子供会等の団体で226,198人、個人で141,821人となっている。

平成7年7月から、防災体験セミナー（6コース～防災・避難・消火・応急手当・幼児・総合）を開設し、平成8年度に、展示施設の全面改修、平成10年度から、毎年9月に「消防体験まつり」を開催するなど、ハード、ソフト両面で改善し、市町村等の防災教育との差別化を図っている。

今後とも、市町村、消防機関、教育委員会等の関係機関に利用促進を働きかけて行くとともに、自主防災組織の育成強化を図るため魅力あるカリキュラムによる研修会を開催するなど、県民の防災意識啓発の拠点として活用していくこととしている。

4 指定管理者制度の導入

指定管理者による自主事業や、独自のノウハウによる運営などについて民間の活力を導入し、岩手県立総合防災センター設置の目的を最大限に達成するため、指定管理者制度を平成18年4月から導入している。

表 3-5-1 岩手県立総合防災センターの利用状況

年度別利用者数

(平成29年3月31日現在)

単位：人

	団体 () は団体数	個人	計	一日平均
昭和61年度	8,336 (234)	5,951	14,287	47
62	8,164 (236)	7,843	16,007	50
63	8,077 (211)	8,210	16,287	51
平成元年度	6,984 (195)	7,317	14,301	46
2	6,462 (171)	6,528	12,990	41
3	7,492 (211)	7,307	14,799	45
4	7,980 (181)	4,065	12,045	37
5	6,388 (133)	2,651	9,039	29
6	5,524 (112)	2,854	8,378	27
7	5,962 (157)	3,099	9,061	29
8	5,564 (133)	3,324	8,888	29
9	7,995 (215)	4,037	12,032	38
10	7,694 (195)	5,936	13,630	44
11	7,868 (196)	4,187	12,055	39
12	8,463 (200)	3,947	12,410	40
13	7,760 (205)	4,328	12,088	39
14	7,512 (205)	4,467	11,979	39
15	7,711 (192)	3,677	11,388	37
16	7,066 (188)	3,759	10,825	35
17	7,412 (202)	2,716	10,128	33
18	7,115 (203)	3,207	10,322	33
19	7,660 (233)	3,447	11,107	36
20	7,765 (226)	3,802	11,567	37
21	7,185 (219)	3,037	10,222	33
22	7,104 (209)	4,114	11,218	35
23	6,438 (229)	1,249	7,687	24
24	6,015 (197)	3,301	9,316	30
25	5,237 (155)	3,771	9,008	29
26	6,709 (209)	5,387	12,096	39
27	6,200 (208)	4,027	10,227	33
28	6,224 (193)	5,165	11,389	37
29	6,132 (203)	5,111	11,243	37
合計	226,198 (6,256)	141,821	368,019	

第4章 危機管理体制

1 経緯

県では、災害対策基本法に基づく災害に対応するための組織として、総務部に消防防災課を設置し、地震・津波、大雨・洪水、火山、林野火災等の自然災害等に対し、「岩手県地域防災計画」に基づき、それぞれの災害毎に予防、応急対策、復旧復興策を講じてきた。

しかしながら、米軍機の釜石山中への墜落事故（平成11年1月）、コンピュータ西暦2000年問題（平成11年12月～平成12年3月）等が発生し、危機事案の内容によっては、所掌する部局が不明確であり、県全体としての組織的対応という観点から対応不十分という課題が生じてきた。

このため、全庁的に危機事案の洗い出しを行い、平成12年2月、それぞれの危機事案ごとにその対応を定めた「岩手県危機管理対応方針」を策定するとともに、このなかで消防防災課（後の総合防災室）を総合所管部局とし、主な危機事案について担当部局を明確に定め、危機事案対応に備えているところである。

(1) 岩手県危機管理対応方針の制定

危機の発生等により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、主として情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、危機の担当部局及びその対応要領等を明確にした「岩手県危機管理対応方針」を、平成12年2月に制定した。平成16年4月1日に本部長を知事とする岩手県事故（事件）対策本部の設置ができるように改正した。また、平成21年4月1日には全面的な改正を行い、目的や危機の定義、総合防災室と各部局の責務、危機管理体制などを明確化し、危機管理の総合的な対処方針とした。

(2) 危機管理主査の設置

平成12年度、危機管理に関する総合所管課を消防防災課とするとともに、新たに危機管理主査を配置し、各部局と連携を図りながら、危機発生時の被害等を最小限に抑えるための危機管理全般の調整、対応等を行えるよう体制を強化した。

(3) 総合防災室の設置

平成13年4月1日の県の組織再編に合わせて、「消防防災課」を「総合防災室」に再編するとともに、「総合防災室」に「危機管理監」を新たに設けた。

(4) 危機管理連絡会議の設置

平成13年11月6日に、危機の発生に備え、平常時から部局間の連携や情報の共有化を図るとともに、危機発生時において、迅速かつ的確に対処するため、全庁的な連絡調整を図ることを目的として設置した。

(5) 防災危機管理監の設置

災害や事故等の緊急事態への対処能力の充実強化を図るため、平成14年度に、防災や危機管理分野の専門的な能力やノウハウを培ってきた自衛隊OBを「防災指導監」として採用し、平成18年度からは「防災危機管理監」に職名変更し、危機管理全般の企画立案に対応している。

2 危機管理への取り組み

(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚

危機管理体制の構築及び職員に対する「危機管理意識」の高揚、啓発を目的として、平成12年度から平成19年度までは、民間シンクタンク及び大学教授等を招き、年1回（計8回）の危機管理セミナーを開催した。

平成20年度以降は、訓練を重点とすることとし、年に数回の災害対策本部支援室研修等を通じて、職員の意識及び対処能力の向上を図っている。

平成28年度は、災害対策本部支援室職員に対する研修会や図上訓練、24時間危機管理体制に対応する職員（兼災害警戒本部職員）に対する研修会を行い、危機管理に対する職員の意識の高揚を図った。

(2) 危機対応マニュアルの整備

岩手県危機管理対応方針に基づき、関係各部では危機対応マニュアルを作成している。

（表4-1）

(3) 危機管理に対応するための24時間危機警戒体制の実施

勤務時間外等における各種危機事案の発生に対して、より迅速かつ的確に対処できるよう、平成13年4月1日から、本庁知事部局及び盛岡地方振興局の本庁次長級、課長級の管理職1名と総合防災室職員、盛岡地方振興局企画総務部の職員1名、計2名の当直による24時間危機警戒体制を実施した。

平成14年12月28日から、盛岡地方振興局企画総務部職員の当直を解除し、管理職と総合防災室職員の体制とするとともに、土日祝祭日など休日の日直については、業者委託による対応に切り替えた。

平成16年4月1日から、盛岡地方振興局の次長級、課長級の管理職の当直を解除し、本庁室長級、総括課長級及び担当課長級のうち、特別調整額を支給されている管理職1名と総合防災室職員1名（土日祝祭日など休日の日直は委託業者）の計2名で実施し、平成17年4月1日からは、総務部総務室の室長、課長を除く職員が一般職員として参加し、それに伴い日直の委託を廃止することで、初動体制の強化を図った。更に、同年11月からは人事課及び税務課職員を、平成18年度からは組織改変により総務事務センター職員を、平成22年6月からは管財課職員を加え、体制の充実を図った。

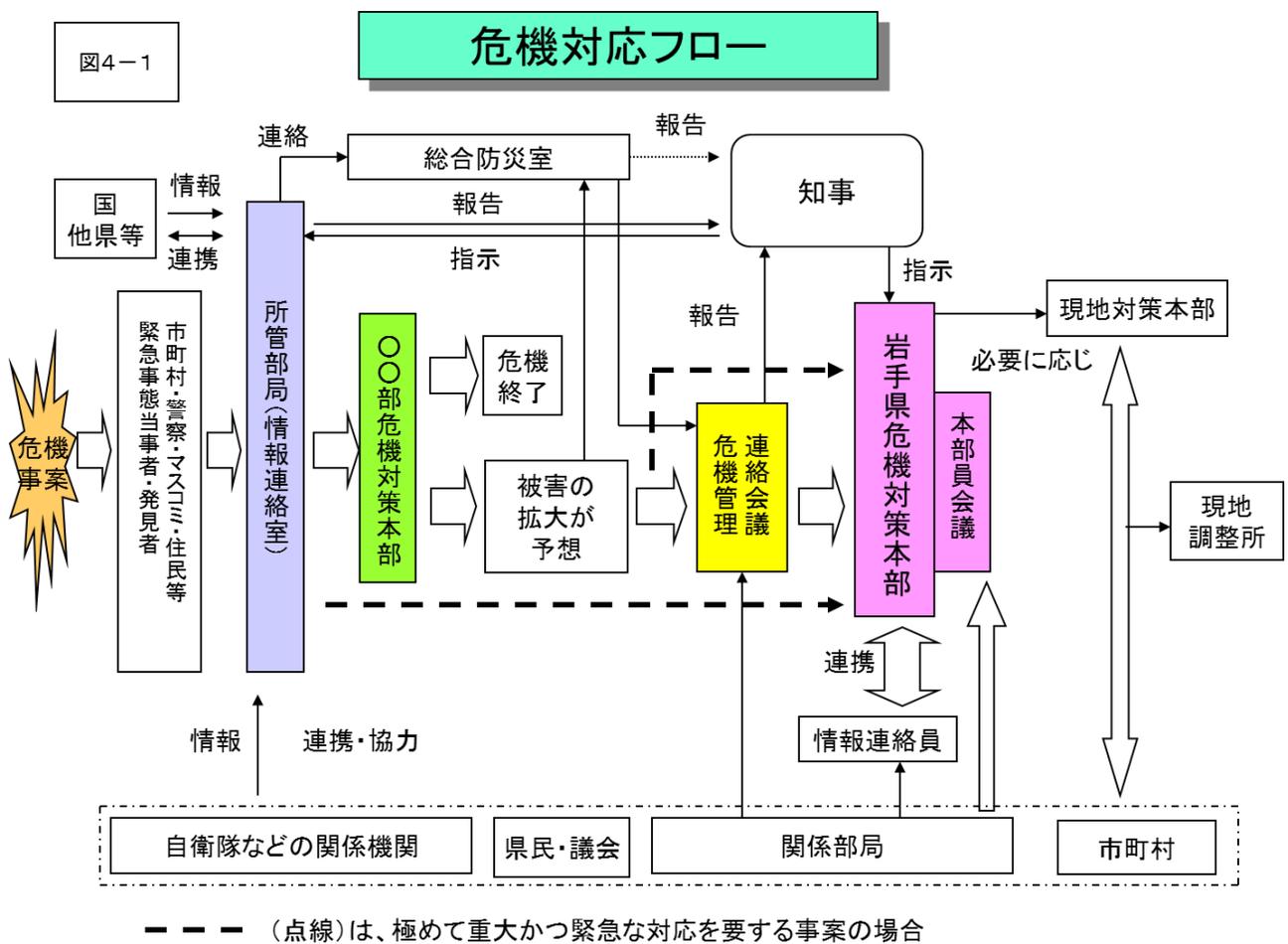
また、災害警戒本部職員に充てる「待機班」も編成して対応しており、平成17年4月以降、管理職の班長5名で待機班5班（1班9～10名）班編成から、体制変更等により随時、編成変更を行っており、平成24年4月からは、管理職の班長10名～13名（年度により複数班兼務の班長あり）で待機班15班（1班3～4名）編成となっている。

（表4-1）

主な危機事案と担当部局

危機管理対応マニュアル名	所管部局・室課名
1 自然災害	総務部総合防災室
2 武力攻撃事態・緊急対処事態	〃
3 航空機事故（花巻空港内及びその周辺）	県土整備部県土整備企画室
4 航空機事故（その他） ※除く米軍機、自衛隊機事故	総務部総合防災室
5 列車事故（三陸鉄道・いわて銀河鉄道・JR）	政策地域部交通政策室
6 米軍関係事故	総務部総合防災室
7 自衛隊関係事故	〃
8 海上流出油事故	〃
9 石油コンビナート事故	〃
10 水道施設事故	環境生活部県民くらしの安全課
11 毒劇物の混入	保健福祉部健康国保課
12 感染症の蔓延	保健福祉部医療政策室
13 鉱毒水中処理施設事故	環境生活部環境保全課
14 放射能物質関係施設事故（ラジオメディカルセンターに係る事故）	〃

15	トンネル崩落等道路事故	県土整備部道路環境課
16	コンピュータ問題対応（情報セキュリティ）	政策地域部情報政策課
17	コンピュータ問題対応（通信事故等）	〃
18	県重要施設の爆破、占拠	総務部管財課
19	県あて不審郵便物等の発見	総務部法務学事課
20	大規模な災害、事件、事故等発生時の県関係者安否確認	総務部総合防災室
21	食の安全安心関係	環境生活部県民くらしの安全課
22	NBC テロ現地関係機関連携対応	総務部総合防災室



第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱及び猟銃等の製造、販売その他取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく火薬類及び猟銃等の製造・販売等の許可事業所数は、表 5-1-1 のとおりである。

表 5-1-1 火薬類・猟銃関係事業所数

平成 30 年 3 月 31 日現在

製造事業所	販 売 事 業 所							
煙 火	火薬・爆薬・火工品	火工品のみ	実包・猟銃用火薬	船舶用火工品	銃用空包 建設用びょう打ち	煙 火	競技用紙雷管	合 計
2	14	0	11	2	1	3	62	93

火 薬 庫						火 薬 庫 外 場 所	
1 級	2 級	3 級	実包	煙火	導火線	販売業者	その他
90	16	4	1	12	0	31	19

猟 銃 等 製 造 販 売 所			
製 造	製 造 ・ 販 売	販 売	合 計
3	6	4	13

(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく平成 29 年度の許可件数は、表 5-1-2 のとおりである。

表 5-1-2 火薬類・猟銃等関係許可件数

平成 29 年度

許可区分	件 数	許可区分	件 数
製 造 営 業 許 可	0	消 費 許 可	8
販 売 営 業 許 可	8	煙 火 消 費 許 可	69
火 薬 庫 設 置 許 可	3	廃 棄 許 可	1
譲 渡 許 可	33	輸 入 許 可	0
譲 受 許 可	41	猟 銃 等 製 造 許 可	0
譲 受 ・ 消 費 許 可	199	猟 銃 等 販 売 許 可	0

(4) 免状の交付

平成 29 年度の火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数は表 5-1-3 のとおりである。

表 5-1-3 火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数 平成 29 年度

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換え	計
甲種取扱保安責任者	44	4	1	49
乙種取扱保安責任者	10	6	2	18
丙種製造保安責任者	1	0	0	1
計	55	10	3	68

(5) 立入検査等

ア 火薬類危害予防週間を中心に、適時、火薬類消費場所等（採石場・花火大会打揚場所等）に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況について、立入検査を行っている。

イ 火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造、及び設備等の技術基準への適合状況について、年 1 回保安検査を実施している。（火薬庫に係る避雷針及び土堤については 3 年に 1 回）

ウ 2 年に 1 回、猟銃等製造所及び販売事業所に立入り、猟銃等の「保管設備の維持管理」、「受払及び在庫確認」等の検査を行っている。（平成 28 年度は、台風第 10 号災害により中止し、平成 29 年度へ移行した。）

平成 29 年度に実施した検査件数は表 5-1-4 のとおりである。

表 5-1-4 火薬類・猟銃等立入検査実施件数 平成 29 年度

検査区分 検査場所	立入検査		保安検査		完成検査
	対象 事業所数	検査 事業所数	対象 事業所数	検査 事業所数	
煙火製造所	2	2	3	3	
火薬類販売所	93	10	—	—	
火薬庫	130	48	2	2	
煙火消費場所	64	36	—	—	
消費場所	226	37	—	—	
計	515	133	5	5	
猟銃等製造販売所	3	3	—	—	
猟銃等販売所	4	4	—	—	
製造所・販売所	6	6	—	—	
計	13	13	—	—	

(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況

火薬関係業務従事者に対するの保安管理技術の指導として、火薬類消費場所等保安管理技術研修会を一

般社団法人岩手県火薬類保安協会に委託し、実施している。

平成 29 年度は、10 月 24 日（火）に陸前高田市で開催し、68 名が参加した。

(7) 火薬類事故の発生状況

平成 29 年中に発生した事故の概要は表 5-1-5 のとおりである。

表 5-1-5 火薬類事故の発生状況

番号	発生日時	発生場所 市町村名	取 種	扱 別	事故原因	事 故 概 要
					発生なし	

2 高圧ガス・液化石油ガスの保安

(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的

産業に多く利用されている高圧ガスには、圧縮ガスと液化ガスの二種類があり、圧縮ガスとは、容器に充てんされた窒素ガスや水素ガスのように気体の状態で圧力を持っているものをいい、液化ガスとは、LPガスや液化酸素のように容器の中で圧力を持った液体をいう。これら高圧ガスは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により製造・貯蔵・販売・移動その他の取扱いが規制され、事業者の自主保安活動を促進し、公共の安全確保を目的としている。また、液化石油ガス（LPG）は、昭和 30 年代以降の国内における急速な一般家庭への普及と事故多発に伴い、それまでの高圧ガス保安法での規制から分離され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）による規制により、災害防止、取引の適正化、公共の福祉の増進を目的としている。

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 高圧ガス製造者等事業所（製造・貯蔵所等）の現状

高圧ガス保安法に基づき、許可、届出又は登録された事業所等の数は表 5-2-1 のとおりである。

表 5-2-1 高圧ガス関係事業所数

平成 30 年 3 月 31 日現在

区 分	第 1 種製造者	第 2 種製造者	販売業者	第 1 種貯蔵所	第 2 種貯蔵所	容器検査所
一般ガス・ LPガス	117	432	731	49	123	8
冷 凍	73	932				
計	190	1364	731	49	123	8

※1 第 1 種製造者（冷凍、特定製造事業所を除く。）とは、処理量が 100m³/日以上（不活性ガスの場合は、300 m³/日以上）の事業所をいい、第 2 種製造者とは、処理量が 100m³/日未満（不活性ガスの場合は、300m³/日未満）をいう。なお、冷凍の場合の第 1 種製造者とは、冷凍能力が 20 トン/日以上（フルオロカーボンの場合は、50 トン/日以上）の事業所をいい、第 2 種製造者とは、冷凍能力が 3 トン/日以上 20 トン/日未満（フルオロカーボンの場合は、20 トン/日以上 50 トン/日未満）の事業所をいう。

※2 第 1 種貯蔵所とは、貯蔵量が 1,000m³以上（不活性ガスの場合は、3,000m³以上）の事業所をいい、第 2 種貯蔵所とは、貯蔵量が 300 m³以上 1,000m³未満（不活性ガスの場合は、300 m³以上 3,000m³未満）の事業所をいう。

イ 高圧ガス関係許認可等件数

高圧ガス保安法に基づく平成 29 年度の許認可、届出並びに登録件数は表 5-2-2 のとおりである。

表5-2-2 高压ガス許認可等件数

平成28年度

区 分	第1種製造者		販売事業届	第1種貯蔵所		容器検査所の登録
	製造許可	変更許可		設置許可	変更許可	
一般・液石ガス	2	15	13	3	5	0
冷 凍	0	4	—	—	—	—
計	2	19	13	3	5	0

ウ 各種検査の実施状況

(ア) 第一種製造施設について、その位置、構造、及び設備等が技術基準への適合状況について、指定保安検査機関が年1回保安検査を実施し、その報告を受けている。(ガスの種類及び物質によっては、2年又は3年に1回)

(イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているかどうかを確認するため、指定完成検査機関が完成検査を行っている。

(ウ) 例年、関係機関と合同で、高压ガス運送車両(タンクローリー等)に対して、移動に係る基準に従って適切に行われているかを検査・確認するため、路上点検を実施している。

各種検査の実施状況については表5-2-3のとおりである。

表5-2-3 高压ガス保安検査等実施件数

平成29年度

検査対象	検査区分	保安検査 (指定保安検査 機関実施)	完成検査 (指定完成機関実施)		路上点検	
			新 規	変 更	点検台数	違反台数
第一種製造施設	一般・液石	64	0	15	—	—
	冷 凍	21	0	6	—	—
第一種貯蔵所		—	2	3	—	—
タンクローリー		—	—	—	10	1
容器ばら積み		—	—	—	11	2

(3) 液化石油ガス法関係

ア 液化石油ガス販売事業所等の現状

液化石油ガス法に基づく、知事所管に係る販売事業所、登録事業所等数は表5-2-4のとおりである。

表5-2-4 液化石油ガス関係事業所数

平成30年3月31日現在

販売所	特定供給設備	保安機関	特定液化石油 ガス設備工事業者	充てん設備
356	14	391	355	17

※1 特定供給設備：液化石油ガスの供給のための設備で、その貯蔵が、ボンベの場合は3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は1トン以上の設備

※2 保安機関：LPガスの一般消費者について、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検等、7項目の保安業務の全部又は一部を行うもので認定を受けている機関

※3 充てん設備：液化石油ガスの供給のための貯蔵設備である貯槽又はバルク貯槽に充てんするための設備で、民生用バルクローリーと従来型バルクローリーの2種類がある。

イ 液化石油ガス関係許認可等件数

液化石油ガス法に基づく平成 29 年度の許認可等件数は表 5-2-5 のとおりである。

表 5-2-5 液化石油ガス関係許認可等件数 平成 29 年度

販売事業者の登録	保安機関の認定等	貯蔵施設等 設置許可等	充てん設備の許可等
1	2	2	4

ウ 各種検査の実施状況

(ア) 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び液化石油ガス器具販売事業者について、台帳等の管理状態、貯蔵施設等の維持管理状況を検査するため立入検査を行っている。

(イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているかどうかを確認するため、完成検査を行っている。

(ウ) 充てん設備（バルクローリ）について、その位置、構造、及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて、年 1 回保安検査及び立入検査を実施している。

立入検査の実施状況は、表 5-2-6 のとおりである。

表 5-2-6 液化石油ガス立入検査実施件数 平成 29 年度

区 分	立入検査
販 売 事 業 者	37
保 安 機 関	34
器具等販売事業者	22

(4) 各種免状の交付

ア 製造保安責任者免状

高圧ガスの製造に係る保安の統括的又は実務的な業務を行う者に必要な資格で、免状の種類によっては、高圧ガス製造施設の保安係員等にも選任されることができ、高圧ガスの製造施設に関する保安に携わることができる。

イ 販売主任者免状

高圧ガスの販売事業所において、販売に係る保安の実務を含む統括的な業務を行う者に必要な資格で、販売の経験のある高圧ガスの種類に応じて、定められた種類の高圧ガスの販売に関する保安に携わることができる。

ウ 液化石油ガス設備士免状

一般家庭用等の LP ガス供給・消費設備の設置工事又は変更工事（硬質管相互の接続、取り外し及び気密試験等の作業）等を行う者は、必ず取得しなければならない資格で、この資格を取得しなければ、液化石油ガスの設備工事に携わることができない。

免状の交付状況は、表 5-2-7 のとおりである。

表5-2-7 各種免状交付件数（新規）

平成29年度

免状の種類	乙種化学	丙種化学		乙種機械	冷凍機械		販売主任者		液化石油ガス設備士
		液石 丙化	特 別 丙 化		第2種	第3種	第1種	第2種	
29年度	7	20	21	2	10	35	19	80	74
累 計	111	1,144	691	242	480	2,021	530	6791	4,968

(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況

平成29年に発生した高圧ガス及び液化石油ガス関係の事故件数は表5-2-8のとおりであり、事故の概要等は表5-2-9のとおりである。

表5-2-8 高圧ガス、液化石油ガス関係事故発生状況

平成29年1月～12月

区分	液化石油ガス			一般高圧ガス			冷 凍			計		
	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数
平成29年	2	0	0	3	0	0	0	0	0	5	0	0

表5-2-9 平成29年 高圧ガス関係事故

No.	発生日月	発生場所	人身被害	事故種別	事故概要
1	29.01.17	二戸市	なし	漏えい	ボルトの緩みが冷媒ガス（フルオロカーボン22）漏えいに至ったもの。
2	29.05.08	奥州市	なし	容器盗難	使用場所での管理体制が不十分であったため、容器の盗難に至ったもの。
3	29.09.08	北上市	なし	容器盗難	使用場所での管理体制が不十分であったため、容器の盗難に至ったもの。

3 電気工事等の保安

(1) 電気工事等規制の目的

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）は、電気工事業者等の登録等、業務の規制を行うことにより業務の適正な実施の確保、電気工作物の保安の確保に資することを目的としている。

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）は、電気用品の製造、販売等の規制により、電気用品による危険及び障害の発生防止を目的としている。

電気工事士法（昭和35年法律第139号）は、電気工事の作業に従事する者の資格・義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 電気関係事業所等の現状

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく、電気工事業者数及び登録・届出数は次のとおりである。

ア 事業者・営業者数

表5-3-1 電気工事業者数

平成30年3月31日現在

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし 登録電気工事業者	みなし 通知電気工事業者
	事業者数	611	4	442
営業所数	643	4	482	2

注) 登録電気工事業者：一般電気工作物（一般家庭用）及び自家用電気工作物（工場用等）の電気工事業を営む者

通知電気工事業者：自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者

みなし登録電気工事業者：建設業法の許可を受けて、一般電気工作物及び自家用電気工作物の電気工事業を営む者

みなし通知電気工事業者：建設業法の許可を受けて、自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者

イ 登録・届出等

表5-3-2 登録・届出数

平成29年度

	新規登録	登録更新	登録事項 変更届出	事業廃止届
	登録電気工事業者	23	36	8
通知電気工事業者	0	—	0	0
みなし登録電気工事業者	19	—	67	2
みなし通知電気工事業者	0	—	0	0

(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況

表5-3-3 電気工事士等試験・免状交付実施数

平成29年度

	第一種電気工事士			第二種電気工事士		
	新規交付	再交付	書換え	新規交付	再交付	書換え
29年度	93	10	2	564	27	9

※1 第一種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の工事に従事できる。

※2 第二種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物の工事に従事できる。

(4) 立入検査の状況

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売事業者に対する立入検査件数は次のとおりである。

表5-3-4 電気工事業者立入検査実施数

平成29年度

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし 登録電気工事業者	みなし 通知電気工事業者
	検査対象 事業者数	611	4	442
検査営業所数	20	0	31	0
実施率(%)	3.27	0	7.01	0
違反件数	0	0	0	0

表5-3-5 違反件数の内訳

平成29年度

	登録後の内容 の変更、手続き	器具の備付	標識の掲示	帳簿の備付	合計
登録 (みなし含む)	5	0	3	0	8

表5-3-6 電気用品販売事業者立入検査実施数

平成29年度

立入検査販売店数	無表示電気用品	表示内容違反 電気用品	その他の違反 電気用品	違反合計
32	0	0	0	0